

特別支援教育指導資料第105集

障害のある児童生徒の就学の手引

(第 6 次 改 訂)

富山県教育委員会

はじめに

障害のある子供の就学先決定の仕組みに関しては、学校教育法施行令の改正（平成25年9月1日施行）により、就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。また、この場合において、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することとされました。

一方、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級において、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員による支援など個々の教育的ニーズに応じた必要な支援を受けたり、通級による指導を受けたりしている数や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加し、その障害の状態も多様化しています。障害のある子供一人一人が、それぞれの学びの場において、その可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に向けて必要な力を培っていくための適切な指導・支援がますます重要となってきます。

こうした中、国において、一人一人の教育的ニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、令和元年に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が設置され、令和3年1月に報告が取りまとめられました。令和3年6月には、有識者会議報告を踏まえ、これまでの「教育支援資料」（文部科学省 平成25年）の内容について、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂されました。その中では、すべての関係者が、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくことや、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断についても、市町村教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討する必要があること、就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことが求められていることなどが改めて強調されました。

これを受け、富山県においても、「障害のある児童生徒の就学の手引（特別支援教育指導資料第100集）」を改訂することといたしました。

学校や市町村教育委員会における就学相談担当者、特別支援教育担当者のみならず、すべての教職員、関係機関の方々に、本手引をご活用いただき、目の前の子供たちがその時点での教育的ニーズに最も適した学びの場で学び、その可能性を最大限に引き出すことができるようご尽力いただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月

富山県教育委員会

県立学校課長 佐野友昭

もくじ

はじめに

I	障害のある子供の教育支援の基本的な考え方	1
1	障害のある子供の教育に求められていること	1
2	早期からの一貫した教育支援	2
3	今日的な障害の捉えと対応	3
4	合理的配慮とその基礎となる環境整備	4
II	連続性のある「多様な学びの場」	5
1	障害のある児童生徒の連続性のある多様な学びの場	5
2	特別支援学級と通級による指導について	6
III	就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス	10
1	就学手続の流れ	10
2	市町村教育委員会における就学相談・支援	11
3	県教育委員会における就学相談・支援	18
4	小中学校等における就学相談・支援	19
5	教育委員会（教育支援委員会）、学校における年間業務計画	21
IV	就学相談・支援に係る機関等の手続きの流れとその事務	23
1	視覚障害者等が県立特別支援学校の小・中学部1年に新しく就学する場合	23
2	視覚障害者等が小中学校等の1年に新しく就学する場合	25
3	特別支援学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合	26
4	特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小中学校等に就学することが適当であると思料される場合	27
5	視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合	29

6 小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等になった場合	30
7 視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料される場合	32
8 特別支援学校に在学する児童生徒が、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種を変更することが適當であると思料される場合	34
9 県立特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転学する場合	36
10 視覚障害者等である児童生徒が他の市町村から転入した場合	37
11 就学義務を猶予又は免除する場合	38
12 「短期入所」「日中一時支援事業」に伴う教育参加の場合	38
13 県外の特別支援学校へ区域外就学する場合	39
14 県外への区域外就学が終了した場合	40
15 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ区域外就学をする場合	41
16 他の都道府県から本県の県立特別支援学校への区域外就学を終了する場合	42
V 特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き	44
1 特別支援学級を開級する場合	44
2 特別支援学級を閉級する場合	45
3 通級指導教室を開設する場合	46
4 通級指導教室を閉鎖する場合	47
VI 県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合の事務手続き	48
1 通級による指導を実施する時	48
2 通級による指導を終了する時	51
VII 資料	53
1 就学に関する関係法規一覧	53
2 関係する通知等	56
3 県内特別支援学校及び関係施設、相談機関等	79

I 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1 障害のある子供の教育に求められること

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は、平成19年9月に同条約に署名、平成26年1月に批准しました。同条約の批准に向けては、平成23年の障害者基本法の一部改正を端緒とし、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の制定や障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定等、障害者に関する諸般の制度の整備が進められました。

これと並行して、平成18年の教育基本法の改正、平成19年の学校教育法の改正が行われ、さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会において、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。これを踏まえ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正（平成25年9月施行）、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等の改訂（平成29年～31年公示）、高等学校における通級による指導の制度化に関する学校教育法施行規則等の改正（平成30年4月施行）が行われました。また、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられ、特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられました。これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととされています。

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備

することが重要です。このため、小学校・中学校及び義務教育学校（以下、小中学校等）における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要です。

さらに、全ての学びの場において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが必要です。小中学校等内において、特別支援学級と通常の学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校と小中学校等との間の交流及び共同学習を積極的に推進することが必要です。

2 早期からの一貫した教育支援

障害のある子供に対し、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があります。乳幼児健診等と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携、子ども家庭支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要です。

障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようになるためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要です。このため、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められます。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育的支援全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用等により、障害のある子供一人一人について、①教育的ニーズの整理、②支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討、③関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待でき、その取組を強力に推進していくことは、特別支援教育の理念の実現につながるものです。

これにより、就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援から、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」として、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきです。

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期の教育支援に特に留意する必要があります。移行期の教育支援とは、教育支援の対象となる子供に対し、必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、より良い教育支援を行うことができるようになります。また、教育支援の対象となる子供やその保護者が、必要な教育支援への見通しをもてるようになりますことにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子供の自立を促すことにつながるものです。移行期においては、個別の教育支援計画の活用により、教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。その際には、積極的に I C T の活用を図ることにも留意する必要があります。

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができるなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

子供一人一人の障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしておくことが適当です。

3 今日的な障害の捉えと対応

WHOは、障害のある人だけでなく、障害のない人も含めた生活機能分類として、平成13年に、「国際生活機能分類（ICF/International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択しました。 I C F では、障害の状態は、疾病等によって規定されるだけではなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されており、すなわち I C F は、疾病等に基づく側面と社会的な要因による側面を考慮した、「医学モデル」と「社会モデル」を統合したモデルとされています。

平成23年に改正された「障害者基本法」においては、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。「障害者差別解消法」やユニバーサ

ルデザイン2020行動計画等においても「障害の社会モデル」の考え方が大切にされていることに留意する必要があります。また、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」等においても、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるために必要な指導を計画する際には、ICFの障害の捉え方を踏まえるよう、ICFの詳細な解説を含め、具体的に示されています。

4 合理的配慮とその基礎となる環境整備

就学先の決定に当たっては、子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、障害のある子供の就学に当たって、環境整備の状況確認を含め、実際の受け入れ体制の準備は欠かせないものです。

障害者差別解消法第5条においては、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされています。このような合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされています。基礎的環境整備は、不特定多数の障害者が主な対象となるのですが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障害のある子供に対し、合理的配慮を提供することになります。

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約第2条の定義において提唱された概念であり、その定義に照らし、我が国の学校教育においては、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものです。そのため、各学校の設置者及び学校は、個々の教育的ニーズを整理し、これを踏まえて、設置者及び学校と、本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

II 連続性のある「多様な学びの場」

1 障害のある児童生徒の連続性のある多様な学びの場

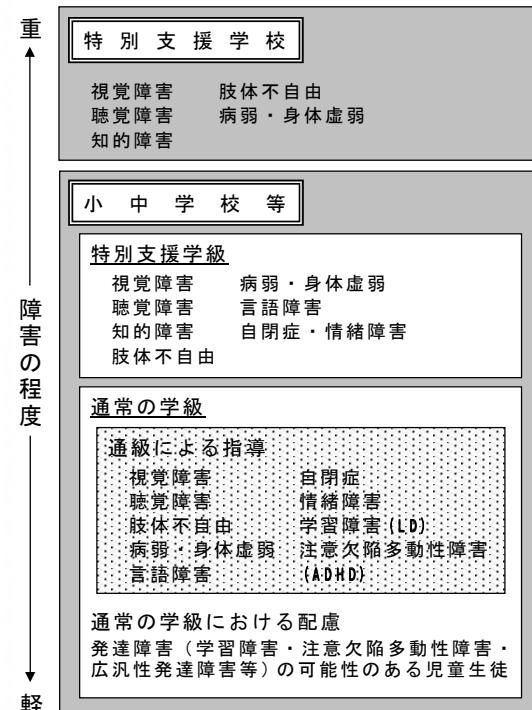
インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

(1) 特別支援学校

- 対象とする障害の種別を定めて設置される学校で、県内に15校設置されています。
- 障害の程度が比較的重い子供を対象として、障害の種類に応じた専門性の高い教育を行います。
- 小学校から高等学校に相当する年齢段階の教育を、それぞれ小学部・中学部・高等部で行います。(視覚障害・聴覚障害を対象とする学校には、幼稚部が設置されています。)
- 障害のため通学して教育を受けることが困難な子供のための訪問教育を行う学校もあります。
- 障害の状態等に応じて、小学校・中学校・高等学校の教育課程に準ずる教育、または、知的障害のある児童生徒のための教育課程による教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立するための自立活動を行います。障害の状態に応じた教育課程を工夫しています。
- 対象となる障害の種類や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」に示されており、対象は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。これらの障害のない、自閉症や情緒障害、発達障害等は、特別支援学校の対象ではありません。

(2) 特別支援学級

- 小中学校等に設置されている障害の種別ごとの少人数の学級です。
- 小学校・中学校の教育課程による教育を行うとともに、障害の種類に応じて、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立するための自立活動を行います。



※障害の程度→表1 (P. 8, 9)

- ・知的障害特別支援学級においては、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、知的障害のある児童生徒のための教育課程を取り入れたりすることができます。
- ・対象は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害です。学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）は、対象ではありません。
- ・対象となる障害の程度は、「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）で示されています。

(3) 通級による指導

- ・大部分の授業を在籍する通常の学級で受けます。
- ・週1～8時間、障害に応じた特別な指導（自立活動）を通級指導教室で行います。
- ・対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等です。知的障害は、対象ではありません。

※富山県では、通級による指導を担当する教員の配置または巡回により、子供が在籍する学校で指導を受けることができます。ただし、弱視については富山視覚総合支援学校で、難聴については富山聴覚総合支援学校または高岡聴覚総合支援学校で指導を受けます。

高等学校における通級による指導は、定時制高校4校で行っています。

(4) 通常の学級における配慮した指導

- ・障害の有無に関わらず、全ての子供にとって「分かる」「できる」授業を行います。
- ・集団の中で、一人一人に応じた個別の配慮を行います。
- ・特別支援教育支援員（スタディ・メイト、スクールソポーター）を配置して、学校での日常生活上の介助や学習支援、安全確保などのサポートを行う場合もあります。

2 特別支援学級と通級による指導について

小中学校等における教育により、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合の学びの場の形態としては、特別支援学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、通常の学級における配慮した指導があり、子供一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子供一人一人にとって、どの学びの場の形態が最も適切かどうかを検討していくことが大切です。

(1) 特別支援学級と通級による指導等との関係について

通常の学級における指導や、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導を行うことで、子供一人一人の教育的ニーズに応じた十分な教育を提供できる場合には、いずれかを選択し、また、通級による指導だけでは特別な指導を十分に行なうことが難しい場合には、特別支援学級における少人数の学級編制によるよりきめ細かい指導を選択することとなります。

なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位

時間から 280 単位時間（週当たり 1 単位時間から 8 単位時間）以内の範囲で行うことと標準としています。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり 8 単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきです。

(2) 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。

また、教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要です。

このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。なお、実施に当たっては、特別支援学級において当該児童生徒に編成した教育課程の目的が達成されるよう、担当する教員等が適切な指導を行いながら実施する必要があります、指導体制が整わないまま実施することは不適切です。

これらの取組を通して、常に通常の学級の子供と特別支援学級の子供との交流及び共同学習ができる環境を整備し、同じ学校の子供であるという意識を意図的に醸成することにも留意する必要があります。

表1 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

学校等 障害の種類	特別支援学校	小中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ・知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの 	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	――
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ・肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの 	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
病弱・身体虚弱者	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの 	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度もの

学校等 障害の種類	特別支援学校	小中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
言語障害者	――	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	――	・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ・主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	――	・	主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者	――	――	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	――	――	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

<根拠となる法令及び通知>

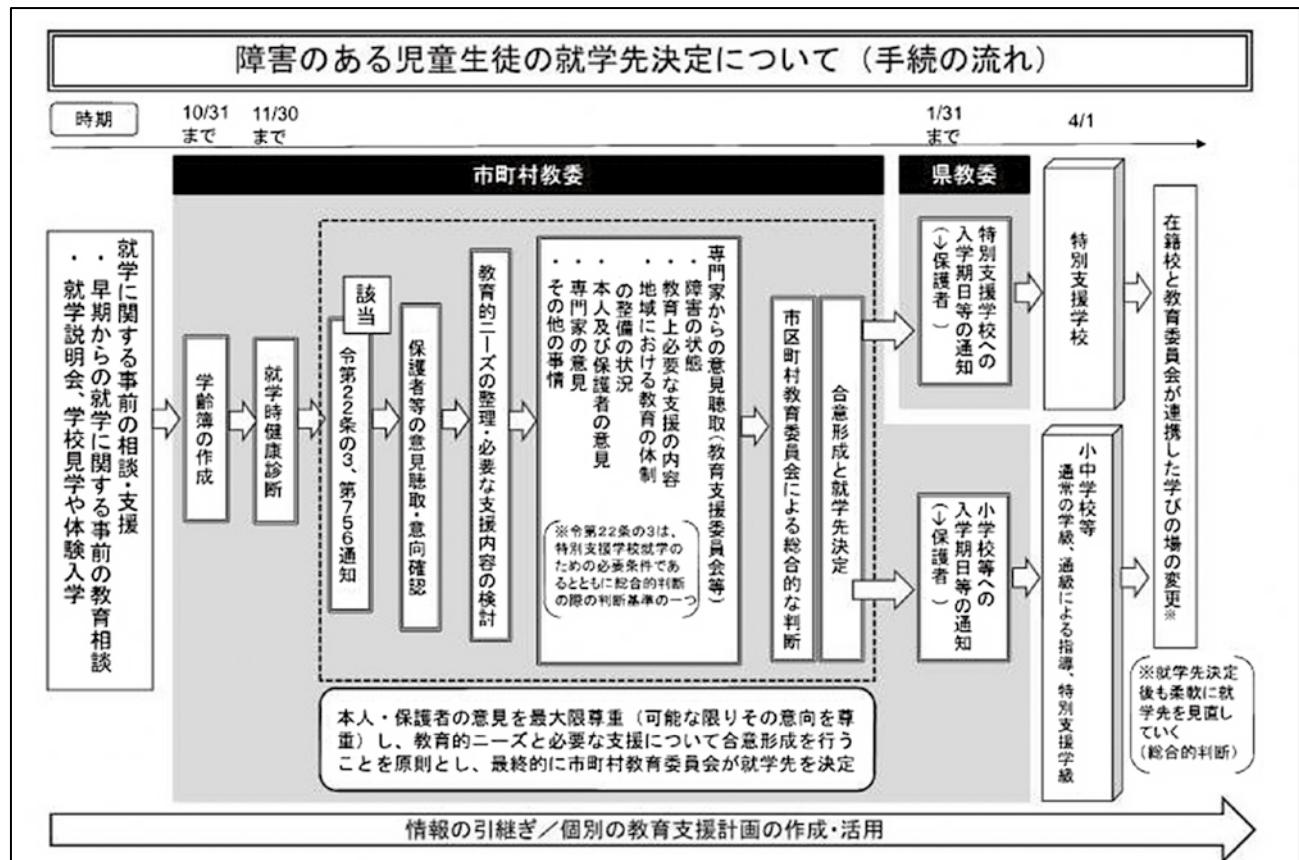
- ・学校教育法第 72 条、第 81 条
- ・学校教育法施行令第 22 条の 3
- ・学校教育法施行規則第 140 条、第 141 条
- ・25 文科初第 756 号通知

III 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することが重要です。

1 就学手続きの流れ

就学先決定と手続きの流れの概要は次の図のとおりです。



「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
文部科学省 令和 3 年 6 月

2 市町村教育委員会における就学相談・支援

市町村教育委員会は、域内に住所の存する子供の適切な就学についての責任を負っているため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくことになりますが、特に市町村教育委員会には、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

(1) 就学に関する事前の相談・支援

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で極めて重要です。これらを通じて、本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようになると同時に、早い段階から教育委員会や学校が、本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。

① 啓発資料の作成と活用

市町村教育委員会は、就学に関する分かりやすい啓発資料の作成と情報発信の工夫に努める必要があります。どのような学校や学びの場が用意されているのか、就学までにはどのようなことをしなければならないのか、子供の教育について相談したいときにはどうしたらよいのかなど、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努めることが必要です。その際、保護者が、就学について関心をもったときや不安を感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできるよう、教育委員会や学校のホームページを活用したり、こういったパンフレット等を保護者が手に取りやすいように、認定こども園・幼稚園・保育所等に配布したりすることも有効です。

② 就学説明会の実施

就学時期を迎える前に就学説明会を実施し、保護者等に、就学について考えるきっかけを提供することは大切です。情報提供に当たっては、今後の就学の流れ、学校やそこでの学びの場の紹介、教育相談の窓口等の説明を含むことが重要です。特に、相談窓口となる教育委員会の担当者を明らかにすることで、本人及び保護者との日常的なコミュニケーションを図ることが可能になります。また、就学説明会においては、教育委員会や学校から情報提供をするだけではなく、様々な教育相談に個別に応じる場を設け、保護者の疑問に答えたり、悩みを聞いたりするとともに、継続的なコミュニケーションを図ることにより、今後の円滑な就学先

の検討に資することができます。

③ 障害のある子供の早期発見と早期支援

障害のある子供の情報を把握するために、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療や福祉、保健の関係機関など、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。

④ 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

就学に関する事前の教育相談においては、本人及び保護者の疑問に答えたり、悩みを聞いたりするとともに、子供の可能性を最大限に伸長できる学びの場に関する正確な情報を理解してもらうことが特に重要です。就学に関する事前の教育相談を進めるに当たっては、多くの保護者は我が子の障害にとまどいを感じ、不安を抱いている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指示示すというよりも、保護者の伴走者として対応し、子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。その上で、様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要です。さらに、子供のできることや発達が進んでいる側面を具体的に示し、今後の目標や課題を明確にしていくことが大切です。

⑤ 学校見学や体験入学の実施

学校見学を行う場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切です。また、子供が就学する場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、さらに、多様な学びの場を活用した成長事例が分かりやすい形で情報提供されることも重要です。学校見学の終了後に、市町村教育委員会の就学担当者は、見学した学校や学びの場に関する保護者や本人の疑問や感想を確認し、今後の教育相談の進め方や手続き等について説明することが必要です。

体験入学は、子供が、就学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものです。保護者にとっては、自分の子供が実際に授業に参加している姿を見学することにより、子供の自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となります。

⑥ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者や障害当事者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験談をまとめた資料を活用したりすることは、就学以降の成長の見通しをもつことを可能とし、就学について考える本人及び保護者にとって、有益な機会となります。さらには、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにもつながります。

⑦ 就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有

市町村教育委員会は、その後の法令に基づく具体的な就学先決定等の検討に着実につなげる観点から、これまでの就学に関する事前の相談・支援で得られた情報を適切に整理しておくことが必要です。その際、対象となる子供の観察から得られた情報や、既に作成されている場合には個別の教育支援計画等を参考にして、子供が通園・通所・通学する認定こども園・幼稚園・保育所、小学校で、これまで何を目標として学んできたのか、身に付いたこと、身に付きつつあること、まだ身に付いてないことなど、その情報を引き継いで指導・支援すべき課題の整理に生かしていくことも大切です。また、把握した子供の情報から今指導・支援すべき課題を整理するのみならず、数年後の子供の学校や学びの場、生活の場などを想定し、そこで必要とされる力や目指す姿を明らかにしていく視点も必要です。さらに、こうして就学に関する事前の相談・支援を通じて整理した情報や課題等については、保護者と共有していく必要があります。

(2) 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

① 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、毎年 10 月 31 日までに、その市町村に住所の存する就学予定者の、10 月 1 日現在の学齢簿を作成しなければなりません。この学齢簿の作成により、就学を予定している子供の氏名が確定していきますが、これに至る前の、就学に関する事前の相談・支援を中心とした各般の準備（早期からの相談支援体制の充実、関係機関との情報収集・提供ネットワークの構築等）が、円滑な就学事務の実施の観点からは極めて重要です。

② 就学時健康診断等の実施

就学時の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、毎年 11 月 30 日までに実施することが市町村教育委員会に義務付けられています。この就学時の健康診断は、市町村教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等への就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としています。

③ 就学先の検討に先立った保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

市町村教育委員会は、実際の意見聴取・意向確認に当たって、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関する事例や、それぞれの学校や学びの場を通した子供の育ちの見通しなどの事例について、確認することも必要です。また、子供が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その障害の状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、地域の教育資源等をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要です。

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、児童生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない点に留意しなければなりません。なお、本人の意見につ

いては、学齢期の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいて、保護者の思いが、子供本人の思いや子供の教育的ニーズとは異なる場合は、障害の状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。その際には、保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズとは何かを考えていくことがまずは重要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人及び保護者の意見を十分に聞くとともに、本人及び保護者の状況を十分に把握していくことが重要です。

④ 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市町村教育委員会は、障害のある子供の障害の状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子供の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子供の教育的ニーズを整理し、特別な支援や合理的配慮等の必要な支援の内容を検討し、教育支援委員会等の専門家からの意見聴取を踏まえ、本人及び保護者や学校等との教育的ニーズと必要な支援について合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき就学先を決定します。

⑤ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して、多角的、客観的に検討を行うことが必要です。教育支援委員会等を起点に、特別支援学校又は小中学校等という障害のある子供の就学先のみを検討するだけではなく、小中学校等に就学する場合、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導のいずれがふさわしいかについても様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要です。また、入学後に新たに障害の状態等を把握したり、障害の状態等の変化をもって学びの場を再検討したりすることがあります。こうした場合の学びの場についても、就学前に検討を行い、入学当初から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行えるような体制を整えることが肝要です。その際も、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し、多角的、客観的に検討が行われることが重要です。

⑥ 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

a 総合的な判断の基本的な考え方

障害のある子供の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくかが最も本質的な視点です。市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間

の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

b 本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成です。よって、市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定することが適当です。また、この際、基礎的環境整備や合理的配慮の趣旨を踏まえつつ、子供一人一人に必要な教育上の合理的配慮の提供についても合意形成を図り、市町村教育委員会は、そのことを個別の教育支援計画に記載した上で就学先に引き継ぐことが必要です。さらに、就学先決定の際に、就学後に関しても、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を基にしながら、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容のほか、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を必要に応じて見直すことや、見直しのための手続についても、本人及び保護者と学校や、学校の設置者である教育委員会との間で合意形成を図っておくことが大切です。

c 就学先の決定

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の就学先を決定します。当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。また、より広域的な観点では、市町村ごとに就学先についての判断や考え方にはらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、必要に応じて、県教育委員会や特別支援学校が、市町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして、判断の客観性の確保に協力します。

d 就学先決定にあたり合意形成に至らない場合の調整

市町村教育委員会は、就学に関する事前の相談・支援を早期からきめ細かく行うことにより、就学に関して本人及び保護者と建設的対話により意見聴取・意向確認するなど、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、意見が一致するように努めることが望ましいですが、それでも意見が一致しない場合が起これり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見の調整が可能になる場合もあり、あらかじめ、市町村教育委員会がこうした意見を調整するためのプロセスを明確化し、本人及び保護者に示しておくことが望ましいです。本人及び保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、県教育委員会は、県の教育支援委員会に諮っ

て意見を聞くなどして、市町村教育委員会に対する指導・助言を行います。

⑦ 通知の発出

a 小中学校等へ就学する場合

小中学校等への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を発出します。また、これと同時に、当該就学予定者が就学する小中学校等の校長に対しても、当該就学予定者の氏名及び入学期日を通知します。

就学通知に示される内容そのものではありませんが、就学先となる小中学校等の学びの場に関する情報についても、保護者に対し、同様に通知することが望ましいです。

b 特別支援学校へ就学する場合

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒等については、前年度の12月末までに、市町村教育委員会から県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。(県教育委員会は、当該通知を受けた就学予定者について、保護者に対し、小中学校等と同様、前年度の1月末までに、就学通知を発出します。また、特別支援学校の校長に対し、当該就学予定者の氏名及び入学期日を、市町村教育委員会に対し、当該就学予定者の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知します。)

⑧ 入学に至るまでの教育相談及び入学後の教育相談の重要性

就学通知後も、教育委員会が、引き続き就学に関する相談・支援に随時応じることができる体制づくりが必要です。その際には、就学に関する事前の相談・支援の段階から行ってきた様々な活動を基盤に取り組みを進めていくことになります。特に、就学通知後から入学に至るまでの時期の教育相談は、本人及び保護者の不安を軽減したり、一貫した支援を充実させたりするために重要です。

⑨ 個別の教育支援計画等の作成と活用による情報の引継ぎ

市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理します。認定こども園・幼稚園・保育所等において個別の教育支援計画等が作成されている場合は、それらとの整合性や一貫性をもって作成するよう努めることが必要です。その際、認定こども園・幼稚園・保育所等における子供の状況等を踏まえ、就学先となる学校や学びの場での教育支援につながる内容等が含まれることが重要です。また、作成には、専門機関等の関係者や保護者も参画して、就学時点における支援だけでなく、その子供に対する長期的な展望に立った支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなるように共通認識が醸成されることが期待されます。このように、個別の教育支援計画は、就学前の支援を引き継ぎ、教育相談の過程を経て作成され、新たな就学先における支援の内容の充実を図るもので、したがって作成後は、本人及び保護者の了解を得た上で、着実に就学先に引き継がれていくことが必要です。

(3) 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子供一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができるなどを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が子供の就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

① 継続的な教育相談の実施

子供の教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き保護者との教育相談を行う必要があります。ただし、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。

障害の状態等の変化による、特別支援学校から小中学校等、又は小中学校等から特別支援学校への転学については、いずれも、対象となる子供が在籍する校長の思料によりその検討が開始されます。このため、小中学校等及び市町村教育委員会のみならず、特別支援学校及び県教育委員会においても、継続的な就学に関する教育相談を行うための体制の整備が必要です。県及び市町村教育委員会においては、所管する各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家の派遣等を通じた各学校への支援が必要です。

また、障害のある子供は、学校に加え、放課後等デイサービス等で過ごす時間も長い場合があることから、子供の成長や課題等について総合的に把握することができるよう、学校や教育委員会関係者が日常的に放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有効です。

教育支援委員会等については、早期からの教育相談や就学先決定時までの支援のみならず、子供の就学後の学びの場の変更等についての助言もその役割に含まれることに留意する必要があります。

② 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更

就学後も定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に

基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を評価・改善していく中で、必要に応じて就学先となる学校や学びの場の変更の必要性について検討することが適当です。

この場合、特別支援学校は県教育委員会に設置義務があり、小中学校等は市町村教育委員会に設置義務があることから、双方の教育委員会や学校が密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。特に、市町村教育委員会においては、設置者が異なる特別支援学校に就学した子供についても、就学先の特別支援学校との連絡や県教育支援委員会等との連携などにより、居住する子供の育ちの状況を就学後も継続的にフォローアップすることが大切です。

3 県教育委員会における就学相談・支援

県教育委員会は、障害のある子供の教育の推進を図るため、障害のある子供とその教育に関し、正しい理解と認識を深められるよう啓発活動を行うとともに、市町村教育委員会の行う就学相談を支援し、就学事務に関する助言を行います。

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会と市町村教育委員会は、密接に連携を図りつつ、障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。

県教育委員会においても、専門家の派遣や特別支援学校のセンター的機能の充実などにより、市町村教育委員会を積極的に支援します。

また、特別支援学校及びその設置者としての県教育委員会自身においても、継続的な教育相談・指導を行うため、各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家の派遣等を通じた、その相談・助言機能の強化を行います。

(2) 県教育委員会の業務

- ① 富山県教育委員会規則により、障害のある児童生徒等の適切な就学を図るため、学識経験者、医師等の専門家を委員とした富山県教育支援委員会を設置します。
- ② 「障害のある児童生徒の就学の手引」(本書)、「富山の特別支援教育」の刊行や「障害のある子供の教育支援の手引」(R 3. 文部科学省)等の活用と市町村教育委員会就学支援連絡会の開催を通して、県内で統一のとれた就学相談・支援が円滑に行われるよう各市町村と連絡調整を図ります。
- ③ 県教育支援委員会や特別支援学校で就学相談・支援に携わる者に対し、必要な研修や情報交換の機会を設けます。
- ④ 特別支援学校で実施される教育相談や地域支援の取り組みを支援するとともに、学校見学会や体験入学等の就学相談の機会の充実に努めます。
- ⑤ 市町村教育委員会からの通知により、特別支援学校への就学通知を行います。

(3) 県教育支援委員会の役割

障害のある児童生徒等の就学に係る助言に関すること、障害のある児童生徒の教育相談に関すること、障害のある児童生徒の教育の啓発に関することを所掌します。

県教育委員会は、必要に応じて、県教育支援委員会を活用して専門的な指導助言を得ながら、市町村教育委員会の就学相談・支援の体制を支援します。

4 小中学校等における就学相談・支援

小中学校等についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障害のある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められます。また、障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子供の教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要があります。

これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障害の可能性のある子供が在籍していることから、必須です。

(1) 個に応じた適切な指導の充実

障害のある子供一人一人に応じた適切な指導を充実させるためには、各学校や学びの場で編成されている教育課程を踏まえ、個別の指導計画を作成し、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細かに指導することが必要です。個別の指導計画は、学習指導要領において、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での作成が義務付けられています。また、通常の学級に在籍する障害のある子供等の各教科等の指導に当たっても、個別の指導計画の作成に努めることが示されています。この個別の指導計画に基づいて、障害のある子供に対する各教科や自立活動等の指導が行われますが、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえた適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。したがって、個別の指導計画の計画 Plan—実践 Do—評価 Check —改善 Action のサイクルにおいて、学習状況や結果を適宜、適切に確認して評価を行い、それを踏まえた必要な改善を行うことが大切です。その際それぞれの学びの場における個に応じた指導のみならず、例えば、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で交流及び共同学習を行っている場合には、その交流及び共同学習についても、通常の学級の他の子供と同様に設定した指導目標、指導内容、指導方法で十分に学べているかや特別支援学級における年間を通じた指導と交流及び共同学習について指導目標、指導内容、指導方法に一貫性があったかなどについて、評価・検証し、必要な改善を行うことが必要です。

(2) 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握

特別支援教育は、子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うものです。このため、子供の障害の状態等の変化に伴う子供一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握するとともに、その変化にも継続的かつ適切に対応するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の P D C A サイクルの確立に努める必要があります。

(3) 市町村教育委員会と連携した学びの場の見直し

子供の教育的ニーズに応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。就学後、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う学びの場の検討の結果、就学先を変更することが適當と考えられる子供もいます。そのため、各校においては、校内教育支援委員会を設置し、就学前から就学後までの一貫した支援を行うための校内での検討を進めています。

また、各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者で構成します。

なお、学校によっては、二つの委員会の機能を包括している場合もありますが、二つの委員会の機能や役割をしっかりと果たす体制をとることが大切です。

a 校内委員会の役割（例）

- ・児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ・障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家に求めるかどうかの検討。
- ・特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ・教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見し、早期に支援を開始するための仕組み作り。
- ・必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- ・その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

b 校内教育支援委員会の役割（例）

教育相談・学びの場の検討	実態把握・支援方法の検討
<p>① <u>障害のある子供の早期発見と早期支援</u></p> <ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子供の調査・諸検査、調査、観察等による資料の収集及び評価・障害の状態の変化や就学先の変更を含めた適切な指導や支援を行う場の検討 <p>② <u>特別支援教育の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援学級、通級指導教室の運営面の充実・教育内容の充実・通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子供の理解 <p>③ <u>保護者への理解、地域への啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none">・教育相談の実施・授業参観、学習発表会、PTA だより、講演会 等	<p>① <u>実態把握</u></p> <ul style="list-style-type: none">・学校全体で、発達障害など、学習に困難がある子供への対応 <p>② <u>支援の検討、共通理解</u></p> <ul style="list-style-type: none">・全職員の共通理解 (事例研究、授業研究、研修会) <p>関係機関との連携</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市町村教育委員会 教育事務所 県総合教育センター 特別支援学校 児童相談所 医療機関 等</div>

5 教育委員会（教育支援委員会）、学校における年間業務計画

小中学校等校内教育支援委員会、市町村教育支援委員会等では、障害のある子供のための相談会等の実施と関連させて就学相談・支援の年間業務計画を作成し、障害のある子供の実態把握、保護者への啓発、資料の作成、就学時の健康診断等の事業を計画的に推進することが大切です。

表2 就学相談に係る教育委員会（教育支援委員会）及び学校の業務計画（例）

	県教育委員会（県教育支援委員会）	市町村教育委員会（市町村教育支援委員会）
4 5 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援委員会資料の作成配布 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の報告、新年度の年間計画等 ○特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の実態調査 ○啓発資料の作成・配布 ○第1回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催 ○第1回富山県教育支援委員会調査員会の開催 ○市町村教育委員会の実施する就学相談を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて小中学校巡回指導員を派遣（年間を通じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学齢簿の加除訂正 ○障害のある子供の実態把握・フォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター、児童相談所、民生児童委員、民生主管課、障害福祉担当課、子育て支援担当課、小中学校等との連絡 ・特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育に関する調査の活用 ○教育相談の実施（地区相談会等）
7 8 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催 ○第2・3回富山県教育支援委員会調査員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施（地区相談会等）
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回市町村教育委員会就学支援連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○学齢簿の作成（住民基本台帳に基づく）（10/31まで） <ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断（11/30まで） <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供の把握 ○市町村教育支援委員会資料等の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・心理検査 ・専門医の診断 ・教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見聴取 ・学校や地域の状況等の把握 ・体験入学の状況の聴取 ・就学相談の経緯等
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村教育支援委員会への援助・指導 ○第4回富山県教育支援委員会調査員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村教育支援委員会での判断 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令第22条の3及び25文科初第756号通知に該当する障害のある就学対象者 ・就学義務猶予・免除者
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ○就学相談に関する調査活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との合意形成に向けた話し合い <ul style="list-style-type: none"> ・合意に至らない場合等は県教育委員会へ助言依頼 ○特別支援学校への就学が適当とされた者の通知 <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会へ通知と学齢簿の謄本、個人調査票等の提出
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援委員会の開催（市町村教育委員会からの助言依頼等により必要があれば開催） ○就学通知の発送 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、市町村教委、特別支援学校へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との合意形成に向けた話し合い ○保護者へ、小中学校等への就学通知 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等に就学する視覚障害者等を含む
2 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○困難事例等への対応（教育支援委員会の開催） ○就学についての確認 ○就学予定者に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学についての確認 ○就学相談 ○就学予定者に関する調査の提出 ○情報の引継ぎ（個別の教育支援計画の作成等）

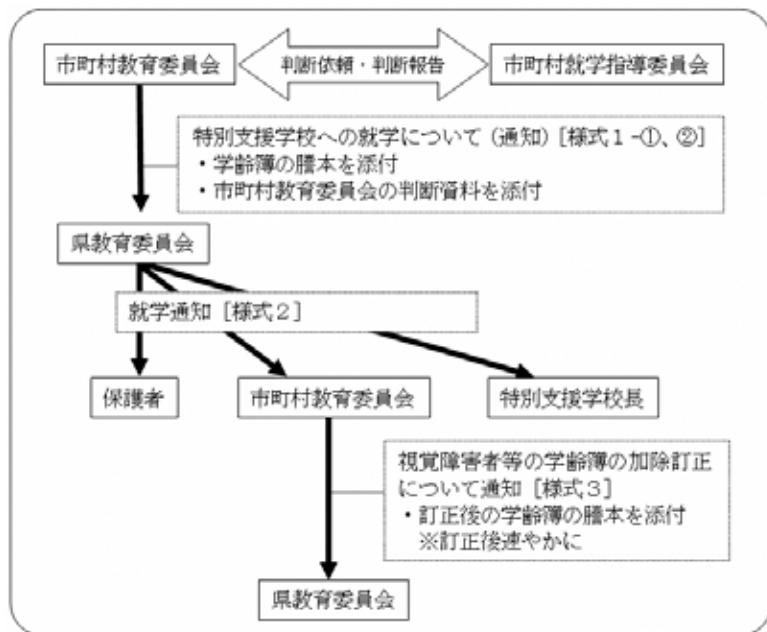
小中学校等	
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回校内教育支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級・通級による指導等の在籍児童生徒及び入級、退級、継続等の確認、対象児童生徒のフォローアップ ・校内に在籍する視覚障害者等の確認と必要な対応の検討 ・通常の学級に在籍する障害のある子供への対応の検討 ○個別の教育支援計画の作成
5 ～ 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○実態調査及び把握 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子供の把握 ・個別式心理検査等を実施（保護者の理解を得て実施する） ○特別支援教育や発達障害等に関する校内研修会 ○教育相談の奨励
7 ～ 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回校内教育支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒の学習状況等の報告及び情報交換 ・学びの場の変更が適当と思われる者の選定と今後の対応 ○保護者と担任の懇談（授業参観、学級懇談会、家庭訪問等） ○翌年度入学予定の特別な支援を必要とする幼児児童の有無の調査と情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・幼・保等との情報交換、園訪問、小・中学校間の情報交換 ・保護者との面接 ○第3回校内教育支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度特別な支援を必要とする幼児児童についての情報交換
10 ～ 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ○翌年度、通級による指導が必要な人数を確定、市町村教育委員会へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室開設に係る事前資料の提出 ○就学時健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供の把握 ○就学先決定に向けた資料作成 <ul style="list-style-type: none"> ・諸調査、検査結果、学習の状況、保護者の意見、専門機関による心理判定・医学的診断結果等 ・県総合教育センター、教育事務所の活用 ○第4回校内教育支援委員会 ○学びの場についての教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・結果を受けて保護者と相談を行う。
12 ～ 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○学びの場についての相談の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の決定を受けて保護者との合意形成を図る。) ○翌年度の特別支援学級在籍人数を確定、市町村教育委員会へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の階級に係る事前資料の提出 ○学びの場についての相談の経過に関する情報交換
2 ～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> （・県教育委員会の助言を受けて保護者との合意形成を図る。） ○第5回校内教育支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の特別支援学級、通級による指導の運営等について ・翌年度通常の学級に在籍する予定の障害のある児童生徒の実態把握 ○保護者との懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒の保護者に理解と協力を求める ○個別の教育支援計画の見直し、作成

IV 就学相談・支援に係る機関等の手続きの流れとその事務

(この章では、学校教育法施行令を「令」と表記します。)

1 視覚障害者等が県立特別支援学校の小・中学部1年に新しく就学する場合

- (1) 市町村教育委員会は、令第22条の3に該当する視覚障害者等で、県立特別支援学校に就学させることが適当であると判断した者について、12月15日頃までに、学齢簿の謄本と判断資料を添えて、[様式1-①]（新小1）[様式1-②]（新中1）で県教育委員会へ通知する。（令第11条第1項、第2項、令第11条の2）



※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）

- (2) 県教育委員会は、入学期日と就学する学校を、1月31日までに[様式2]で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ通知する。（令第14条第1項、第2項、令第15条第1項、第2項）
 (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて[様式3]で県教育委員会へ通知する。（令第13条）

[様式1-①]

第 年 月 日 号

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

特別支援学校への就学について(通知)

下記の児童は、学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当であると判断したので、同令第11条第1項、第2項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別(視・聴・知・肢・病)

番号	氏名 (生年月日)	性別	学年	住 所	保護者 氏名	事由 (障害の状態等)

[様式 1-②]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

特別支援学校への就学について(通知)

下記の児童は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適當であると判断したので、同令第 11 条の 2 の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別(視・聴・知・肢・病)

番号	氏名 (生年月日)	性別	在学校名	学年	住 所	保護者 氏名	事由 (障害の状況等)

[様式 2]

年度No.
年 月 日

就 学 通 知

保 護 者 殿

富山県教育委員会

下記のとおり就学通知します。

記

児童生徒	氏名等						
		年	月	日生			
保護者	現住所						
保護者	現住所						
就学する学校	富山県立						
就学すべき学部・学年 ・障害種別	学部 第 学年 障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)						
入学期日	令和 年 月 日						

[様式 2]

年度No.
年 月 日

就 学 通 知

(市町村) 教育委員会教育長 殿

県立特別支援学校長

富山県教育委員会

下記のとおり就学通知します。

記

児童生徒	氏名等	性別(男・女)		
		年	月	日生
保護者	現住所			
保護者	現住所			
就学する学校	富山県立			学校
就学すべき学部・学年 ・障害種別	学部 第 学年 障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)			
入学期日	令和 年 月 日			

[様式 3]

第 年 月 日 号

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

視覚障害者等の学齢簿の加除訂正について（通知）

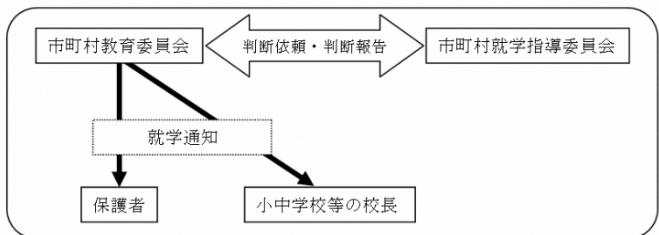
下記の者について、学齢簿の原本を加除訂正したので、学校教育法施行令第 13 条の規定により学齢簿の謄本を添え、氏名等を通知します。

記

番号	ふりがな 氏名	生年月日	性別

2 視覚障害者等が小中学校等の 1 年に新しく就学する場合

市町村教育委員会は、入学期日と就学する学校を、1 月 31 日までに〔市町村教育委員会で定める様式〕で保護者及び小中学校等の校長へ通知する。(令第 5 条第 1 項、第 2 項、令第 7 条)



※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第 18 条の 2）

また、市町村教育委員会は、当該児童生徒が視覚障害者等である旨を学校長に伝える必要があります。

※県教育委員会へ助言を依頼する場合（本人・保護者と市町村教育委員会の間で、合意形成に至らず、本人・保護者から県教育委員会の助言を受ける要望がある場合。）

- (1) 市町村教育委員会は、幼児児童生徒の就学について助言を依頼する場合は、市町村教育委員会の判断資料を添付し、〔依頼様式〕で、県教育委員会に依頼する。
- (2) 県教育委員会は、依頼があったことについて協議し、場合によっては県教育支援委員会に助言を求める。
- (3) 県教育委員会は、依頼があった市町村教育委員会に助言する。

[依頼様式]

第 年 月 日 号

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

障害のある幼児（児童・生徒）の就学について（依頼）

下記の者について、県教育委員会による助言を依頼します。

記

番号	ふりがな 氏名	保護者氏名	依頼事項

3 特別支援学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合

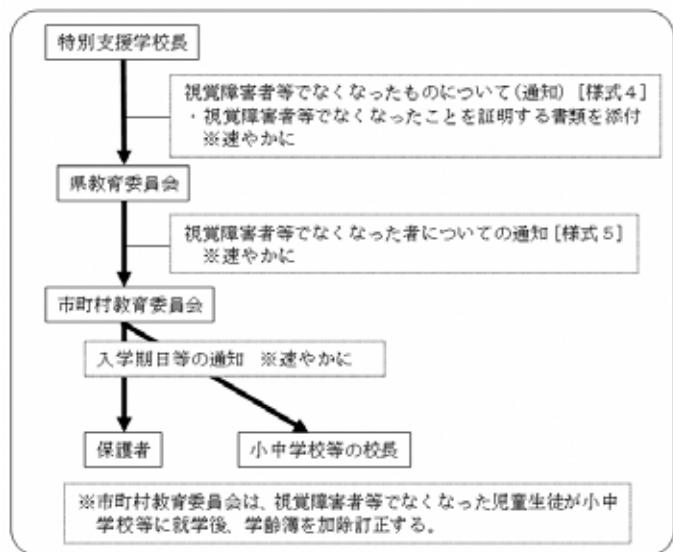
- (1) 特別支援学校長は、視覚障害者等でなくなったものがある旨を、速やかに、[様式 4] に視覚障害者等でなくなったことを示す書類を添付し、県教育委員会へ通知する。(令第 6 条の 2 第 1 項)

※事前に県教育委員会と協議する。

- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに、[様式 5] で市町村教育委員会へ通知する。(令第 6 条の 2 第 2 項)

- (3) 市町村教育委員会は、転学期日と就学する学校を、速やかに、[市町村教育委員会が定める様式] で、保護者及び小中学校等の校長に通知する。(令第 6 条第 2 項で準用する令第 5 条第 1 項、第 2 項、令第 7 条)

- (4) 市町村教育委員会は児童生徒が小中学校等に就学後、学齢簿を加除訂正する。(令第 3 条)



[様式 4]

第 号
年 月 日

特別支援学校長

視覚障害者等でなくなったものについて（通知）

下記の児童（生徒）は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第 6 条の 2 第 1 項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな名（学部・学年）	(学部 第 学年)			
生 年 月 日	年	月	日	生 性別 ()
住 所				
保 護 者 氏 名				
保 護 者 住 所				
事 由				

[様式 5]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会

視覚障害者等でなくなったものについて（通知）

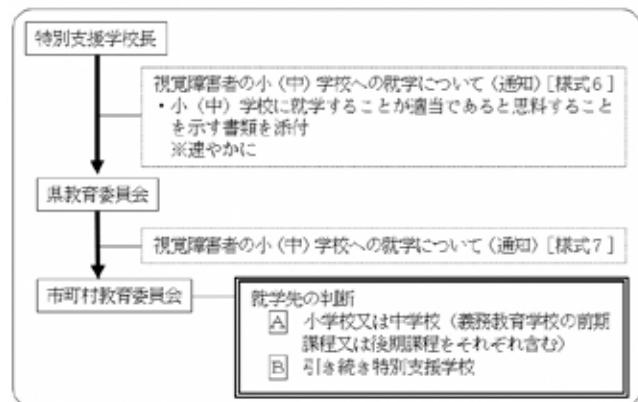
下記の児童（生徒）は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第 6 条の 2 第 2 項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな名				
生 年 月 日	年	月	日	生 性別 ()
在学していた学校・学年	学校	学部	第	学年
住 所				
保 護 者 氏 名				
保 護 者 住 所				
事 由				

4 特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小中学校等に就学することが適当であると思料される場合

- (1) 県立特別支援学校長は、小中学校等に就学することが適当であると思料する旨を、速やかに、〔様式6〕で県教育委員会へ通知する。(令第6条の3第1項) ※事前に県教育委員会と協議をする。
- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに、〔様式7〕で市町村教育委員会へ通知する。(令第6条の3第2項)



[様式6]

第 号
年 月 日

特別支援学校長

視覚障害者等の小(中)学校への就学について(通知)

下記の児童(生徒)は、小(中)学校へ就学することが適当であると思料しますので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏名(学部・学年)	(学部年)		
生年月日	年	月	日
住所			
保護者氏名			
保護者住所			
事由	※別途資料を添付すること		

[別添資料](例)

富山県立〇〇支援学校

小(中)学校へ就学することが適当であると思料するに至った経緯

- 1 氏名・学年 ○○ ○○ ○学部○年
- 2 教育相談の記録
※時系列で記載
※本人・保護者の希望を必ず明記する。
- 3 校内教育支援委員会等の記録
※別添可
- 4 児童(生徒)の実態について

	入学当初	現在	必要な支援
障害の状態 <諸検査等>			
身辺処理			
コミュニケーション (対人関係など)			
学習			
行動			

- 5 その他
※特記があれば、記載する。

[様式 7]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会

視覚障害者等の小（中）学校への就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、小（中）学校へ就学することが適當であると思料する旨の通知があつたので、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により、下記のとおり通知します。

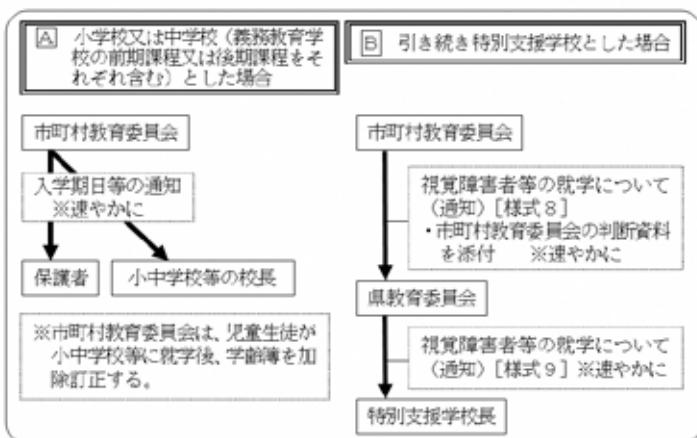
記

ふりがな 氏名（学部・学年）	(学部年)
生年月日	年月日
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由	

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）

A 市町村教育委員会が小学校又は中学校（義務教育学校の前期課程又は後期課程をそれぞれ含む）に就学することが適當であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、入学期日と就学する小中学校等を、速やかに、保護者及び就学先の小中学校等の校長へ〔市町村教育委員会で定める様式〕で通知する。（令第6条第3項で準用する令第5条第1項、第2項、令第7条）
- (2) 市町村教育委員会は、児童生徒が小中学校等に就学後、学齢簿を加除訂正する。（令第3条）



B 市町村教育委員会が特別支援学校に引き続き就学させることが適當であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、県立特別支援学校に引き続き就学させることが適當であると判断した旨を、速やかに、〔様式8〕に市町村教育委員会の判断資料を添付し、県教育委員会へ通知する。（令第6条の3第3項）
- (2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに〔様式9〕で県立特別支援学校長へ通知する。（令第6条の3第4項）

[様式 8]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

視覚障害者等の就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、県立特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断したので、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

[様式 9]

第 号
年 月 日

特別支援学校長 殿

富山県教育委員会

視覚障害者等の就学について（通知）

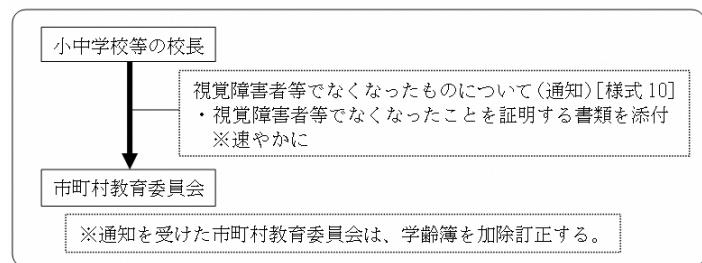
下記の児童（生徒）は、特別支援学校に引き続き就学させすることが適当であると判断した旨の通知を受けたので、学校教育法施行令第6条の3第4項により、氏名等を通知します。

記

ふりがな 氏 名 (学 部 ・ 学 年)	(学 部 年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

5 視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合（令22条の3に該当しなくなった時）

小中学校等の校長は、視覚障害者等でなくなった旨を、速やかに、[様式10]に、視覚障害者等でなくなったことを示す書類を添付し、市町村教育委員会へ通知する。（令第6条の4）



[様式 10]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

小(中・義務教育)学校長

視覚障害者等でなくなったものについて(通知)

下記の児童(生徒)は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第6条の4の規定により、氏名等を通知します。

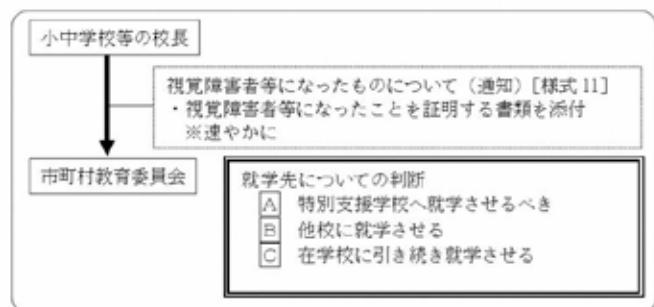
記

ふりがな(学年)	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

6 小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等になった場合(令第22条の3に該当した時)

小中学校等の校長は、視覚障害者等になったものがある旨を、速やかに、[様式11]で市町村教育委員会へ通知する。(令第12条第1項)

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第18条の2)



[様式 11]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

小(中・義務教育)学校長

視覚障害者等になったものについて(通知)

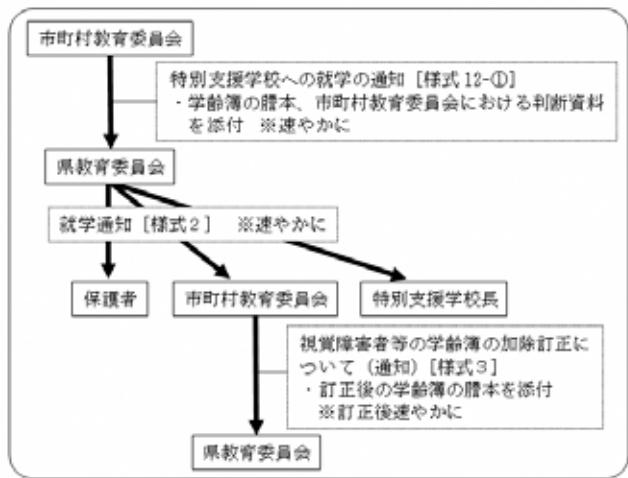
下記の児童(生徒)は、視覚障害者等になったので、学校教育法施行令第12条第1項により、氏名等を通知します。

記

ふりがな(学年)	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

A 市町村教育委員会が特別支援学校へ就学させることが適当であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、速やかに、[様式 12-①] に学齢簿の謄本と判断資料を添えて、県教育委員会へ通知する。
(令第 12 条第 2 項で準用する令第 11 条第 1 項、第 2 項)
- (2) 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、[様式 2] で、保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長へ通知する。(令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項)
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、[様式 3] で県教育委員会へ通知する。(令第 13 条)



[様式 12-①]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

特別支援学校への就学について (通知)

下記の児童（生徒）は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、同令第 12 条第 2 項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

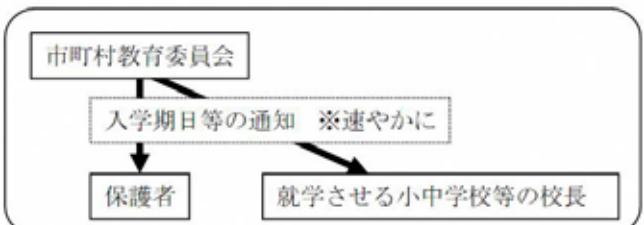
記

障害の種別（視・聴・知・肢・病）

ふりがな 氏名				
生年月日	年	月	日	生性別 ()
在学している学校・学年	学校 第 学年			
住所				
保護者氏名				
保護者住所				
事由 (障害の状況等)				

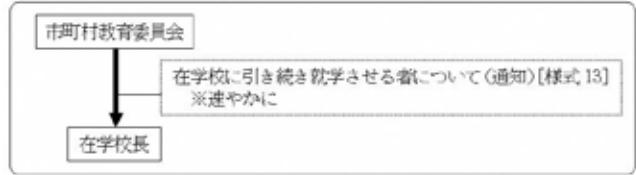
B 市町村教育委員会が他の小中学校等に就学させる場合

- (1) 市町村教育委員会は、入学期日と就学する学校を、速やかに、[市町村教育委員会の定める様式]で、保護者及び就学する小中学校等の校長へ通知する。
(令第 6 条第 2 項で準用する令第 5 条第 1 項、第 2 項、令第 7 条)
- (2) 市町村教育委員会は、他の小中学校等に就学後、学齢簿を加除訂正する。(令第 3 条)



[C] 市町村教育委員会が在学校に引き続き就学させる場合

市町村教育委員会は、引き続き就学させる旨を、速やかに、[様式 13] で在校長へ通知する。(令第 12 条第 3 項)



[様式 13]

第 号
年 月 日

小（中・義務教育）学校長 殿

（市町村）教育委員会教育長

在学校に引き続き就学させるものについて（通知）

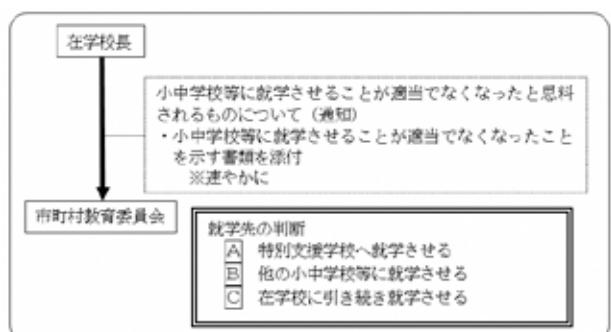
下記の児童（生徒）は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、（校名）に引き続き就学させるべき者と判断したので、同令第 12 条第 3 項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな（学年）	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

7 視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料される場合

小中学校等の校長は、小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料するものがある旨を、速やかに、[様式 14] に証明する書類を添えて、市町村教育委員会へ通知する。(令第 12 条の 2 第 1 項)



[様式 14]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

小（中・義務教育）学校長

小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料されるものについて（通知）

下記の児童（生徒）は、小（中・義務教育）学校に就学させることが適当でなくなったと思料しますので、同令第 12 条の 2 第 1 項の規定により、氏名等を通知します。

記

ふりがな（学年）	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
事 由	

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第18条の2)

A 市町村教育委員会が特別支援学校へ就学させるべきと判断した場合

6の[A]を準用する。市町村教育委員会は[様式12-②]で県教育委員会に通知する。

[様式12-②]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

特別支援学校への就学について(通知)

下記の児童(生徒)は、学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適当と判断したので、同令第12条の2第2項の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別(視・聴・知・肢・病)

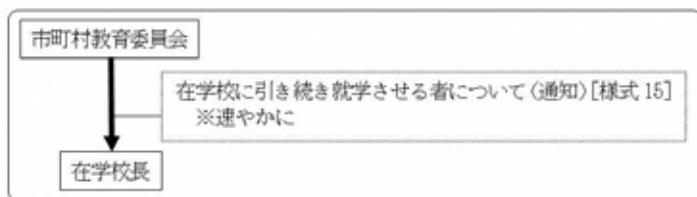
ふりがな 氏名	
生年月日	年月日 生性別()
在籍している学校・学年	学校 第 学年
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由 (障害の状況等)	

B 市町村教育委員会が他の小中学校等に就学させる場合

6の[B]を準用する。

C 市町村教育委員会が在学校に引き続き就学させる場合

市町村教育委員会は、引き続き就学させる旨を、速やかに、[様式15]で、在校長へ通知する。
(令第12条の2第3項)



[様式15]

第 号
年 月 日

小(中・義務教育)学校長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

在学校に引き続き就学させるものについて(通知)

下記の児童(生徒)は、(校名)に引き続き就学させるべき者と判断したので、学校教育法施行令第12条の2第3項により、氏名等を通知します。

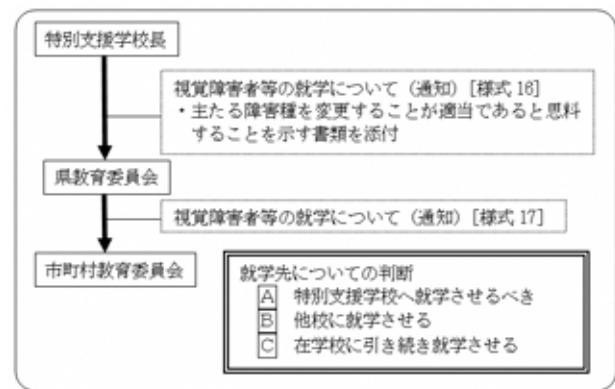
記

ふりがな 氏名(学年)	(第 学年)
生年月日	年月日 生性別()
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由	

8 特別支援学校に在学する児童生徒が、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種を変更することが適当であると思料される場合

(1) 特別支援学校長は、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種を変更することが適当であると思料する旨を、速やかに、[様式 16] で県教育委員会へ通知する。

(2) 県教育委員会は、その旨を、速やかに、[様式 17] で市町村教育委員会へ通知する。



[様式 16]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長

視覚障害者等の就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、（障害種）から（障害種）へ、主たる障害種を変更することが適当であると思料しますので、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏名（学部・学年）	（学部 年）			
生年月日	年	月	日	生性別（　　）
住所				
保護者氏名				
保護者住所				
事由 (障害の状態等)				

[別添資料] (例)

富山県立〇〇支援学校

主たる障害種を変更することが適当であると思料するに至った経緯

- 1 氏名・学年 ○○ ○○ ○学部○年
- 2 教育相談の記録
※時系列で記載
※本人・保護者の希望を必ず明記する。
- 3 校内教育支援委員会等の記録
※別添可
- 4 児童生徒の実態について

	入学当初	現在	必要な支援
障害の状態 <諸検査等>			
身辺処理			
コミュニケーション (対人関係など)			
学習			
行動			

- 5 その他
※特記するがあれば、記載する。

[様式 17]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会

視覚障害者等の就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、（障害種）から（障害種）へ主たる障害種を変更することが適當であると思料する旨の通知があつたので、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏名（学部・学年）	(学部 年)
生年月日	年 月 日 生 性別()
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由 (障害の状態等)	

- A** 市町村教育委員会が小学校又は中学校（義務教育学校の前期課程又は後期課程をそれぞれ含む）に就学することが適當であると判断した場合

4 の **A** を準用する。

- B** 市町村教育委員会が在学する特別支援学校に引き続き就学させることが適當であると判断した場合

4 の **B** を準用する。

- C** 市町村教育委員会が異なる障害種の特別支援学校に就学させることが適當であると判断した場合

- (1) 市町村教育委員会は、速やかに、[様式 12-③] に学齢簿の謄本と判断資料を添えて、県教育委員会へ通知する。
- (2) 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、[様式 2] で、保護者、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長へ通知する。（令第 14 条第 1 項、第 2 項、令第 15 条第 1 項、第 2 項）
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、[様式 3] で県教育委員会へ通知する。（令第 13 条）

[様式 12-③]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会

特別支援学校への就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当し、かつ、特別支援学校へ就学させることが適當と判断したので、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別（視・聴・知・肢・病）

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日 生 性別()
在学している学校・学年	学校 第 学年
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由 (障害の状況等)	

9 県立特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転学する場合

- ① 特別支援学校長は、転学する児童生徒があるときは、速やかに、県教育委員会へ事前連絡する。また、転学先については、市町村教育委員会と相談するように保護者に伝える。
- ② 県教育委員会は、その旨を速やかに、市町村教育委員会へ事前連絡する。
(※障害種別が変わった場合は、8の手続きを行う。)

(1) 特別支援学校長は、転学する児童生徒があるときは、速やかに、[様式 18]で県教育委員会へ報告する。

① 児童相談所の措置や施設入所の場合は、転学期日は措置日（入所日）の前日とする。その他の場合は、県教育委員会と協議する。

② 転学の事由欄について
ア) 児童相談所の措置や契約による施設入所の場合
「〇〇へ入所のため」

イ) 国立病院機構富山病院への入院の場合

※診断書（写）、入院証明書（写）を添付する。診断書に、入院した日が記されている場合は、入院証明書の提出を必要としない。

ウ) その他の場合

事由を記入する。（訓練の状況が変化したため等）

(2) 県教育委員会は、その旨を、[様式 2]で、転学先の学校、居住地の市町村教育委員会及び保護者に通知する。

(3) 市町村教育委員会は、転学後に、速やかに、[様式 3]に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。

[様式 18]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長

児童（生徒）の特別支援学校間の転学について（報告）
このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

児童 (生徒)	ふりがな 氏名	性別 ()		
		年	月	日
保護者	現住所			
	現住所			
	在学している学校等 転学期日	学校 年	学部 月	第 学年 日まで 在学
	転学の事由			

施設を退所（退院）する場合

- ① 退所の予定を、特別支援学校から県教育委員会へ伝える。
- ② 県教育委員会は、その旨を、住所のある市町村教育委員会に伝える。
- ③ 市町村教育委員会は、保護者・本人に意思の確認を行う。

※元の特別支援学校に戻ることを希望しない場合は、速やかに、県教委と協議する。

以下、前ページ（1）～（3）に沿って手続きを行う。

- ・転学期日は、退所日とする。その他の場合は、県教育委員会と協議する。
- ・事由は「〇〇退所（退院）のため」とする。

10 視覚障害者等である児童生徒が他の市町村から転入した場合

A 市町村教育委員会が特別支援学校へ就学させるべきと判断した場合

- (1) 市町村の教育委員会は、住所地の変更により学齢簿に新たに記載された児童生徒のうち、県立特別支援学校に就学することが適當と判断した者について、速やかに、[様式12-④]に学齢簿の謄本を添えて、県教育委員会へ通知する。（令第11条、令第11条の3）
※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。（令第18条の2）
- (2) 県教育委員会は、入学期日と就学する学校を、速やかに[様式2]で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ通知する。（令第14条第1項、第2項、令第15条第1項、第2項）
- (3) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに[様式3]に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。（令第13条）

[様式12-④]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

（市町村）教育委員会

特別支援学校への就学について（通知）

下記の児童（生徒）は、学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ、県立特別支援学校へ就学させることが適當と判断したので、同令第11条及び第11条の3の規定により、学齢簿の謄本を添え氏名等を通知します。

記

障害の種別（視・聴・知・肢・病）

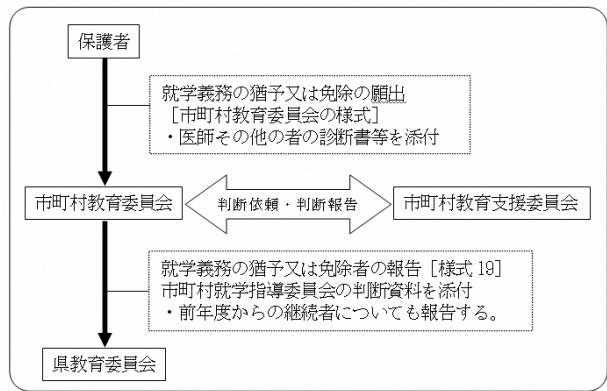
ふりがな 氏名	記
生年月日	年月日 性別（　　）
在学している学校・学年	学校 第 学年
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
事由 (障害の状況等)	

B 市町村教育委員会が小中学校等に就学させる場合

2を準用する。

11 就学義務を猶予又は免除する場合

- (1) 保護者は、病弱、発育不全その他やむを得ない事由があるときは、就学義務の猶予又は免除を、当該市町村教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等を添えて、市町村教育委員会に願い出る。
 (学校教育法施行規則第34条)
- (2) 市町村教育委員会は市町村教育支援委員会の意見を聞き、就学義務を猶予又は免除する場合には、[様式19]に教育支援委員会の判断資料を添えて県教育委員会へ報告する。
 ※前年度からの継続者についても報告する。



[様式19]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会

富山県教育委員会教育長 殿

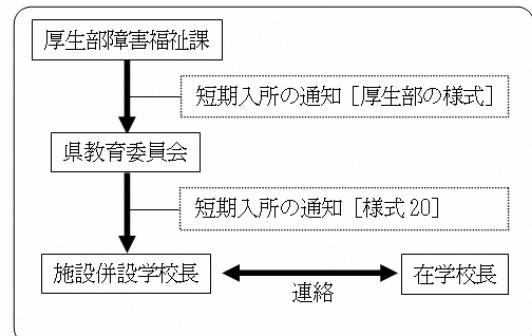
就学義務の猶予又は免除者の報告

就学義務の猶予又は免除の願い出により適当と認めた者について下記のとおり報告します。
 記

ふりがな名 氏						
生年月日	年	月	日	生	性別 ()	
在学している学校・学年	立		学校	第	学年	
保護者氏名						
保護者住所						
猶予・免除の理由						
猶予・免除の期間	年	月	日	より	年	月
					月	日まで

12 「短期入所」「日中一時支援事業」に伴う教育参加の場合

- (1) 県教育委員会が県厚生部（障害福祉課）より福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関に短期入所をする児童生徒があり、保護者より施設併設校での教育参加の希望がある旨の通知文書を受け取る。
- (2) 県教育委員会は、施設併設校の校長へ、その旨を[様式20]で通知する。
 ※教育参加の希望がある場合は、施設併設校の校長は、在学校的校長と事前の協議をしたうえで、可能な範囲で教育活動に参加させる。在籍校はその期間を出席扱いとする。



[様式 20]

年度No.
年月日

施設併設学校長 殿

富山県教育委員会県立学校課長

児童（生徒）の短期入所について（通知）

下記の児童（生徒）に対して、別添写しのとおり短期入所を決定した旨の連絡があつたので通知します。

記

氏 ふ り が な 名	
生 年 月 日	年 月 日 性別 ()
在学している学校・学年	立 学校 第 学年
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
利 用 (保 護) 施 設 名	
教 育 参 加 の 希 望	
教 育 参 加 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

13 県外の特別支援学校へ区域外就学する場合

※都道府県によって手続きが異なるため、県教育委員会が他都道府県教育委員会に確認し、市町村教育委員会と連絡を取りながら進める。

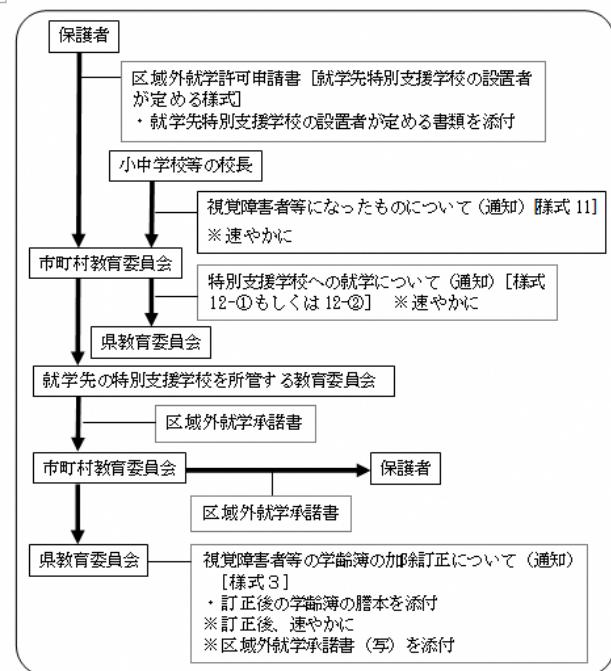
(1) 保護者は、区域外就学許可申請書〔就学先特別支援学校の設置者が定める様式〕を、住所の存する市町村教育委員会へ提出する。(令第 17 条)

※就学先特別支援学校の設置者が定める書類を添付する。

(2) 小中学校等の校長は、速やかに、[様式 11] で視覚障害者等になった者がある旨を市町村教育委員会へ通知する。
(令第 12 条第 1 項) (以前より視覚障害者等であった場合は不要。)

(3) 市町村教育委員会は、速やかに、区域外就学許可申請書〔就学先特別支援学校の設置者が定める様式〕及び視覚障害者等の区域外就学について(依頼)[就学先特別支援学校の設置者が定める様式]を就学先の特別支援学校の設置者へ提出するとともに、速やかに特別支援学校への就学について〔様式 12-①もしくは 12-②〕で県教育委員会へ通知する。

(4) 市町村教育委員会は、就学先の特別支援学校の設置者の区域外就学承諾書を保護者に送付し、その写しを県教育委員会へ提出する。また、送付した視覚障害者等の学齢簿の謄本に係る原本を加除訂正し、訂正後の学齢簿の謄本を添えて、速やかに、[様式 3]で県教育委員会へ通知する。



[就学先特別支援学校の設置者が定める様式] (例)

年 月 日

就学先の特別支援学校を所管する教育委員会教育長 殿
(または、当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者)保護者住所
氏名

区域外就学許可申請書

下記の児童（生徒）を区域外就学させたいので許可を願いたく申請いたします。

記

障害の種別（視・聴・知・肢・病）

ふりがな 氏名	
生年月日	年月日生
在学している学校・学年	立学校第学年
住所	
保護者氏名	
保護者住所	
就学希望先	学校学部第学年
希望転学年月日	年月日
区域外就学の理由	

[就学先特別支援学校の設置者が定める様式] (例)

第 号
年 月 日

就学先の特別支援学校を所管する教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

視覚障害者等の区域外就学について（依頼）

このことについて、下記の者が○○○立○○学校への区域外就学を希望していますので、別添「区域外就学許可申請書」を付し、依頼いたします。

記

ふりがな 氏名	
生年月日	年月日生 性別()
住所	
保護者氏名	

14 県外への区域外就学が終了した場合

- (1) 区域外の特別支援学校に在学している児童生徒が、全課程を修了する前に退学したときは、市町村の教育委員会は、就学先の特別支援学校の設置者より送付された区域外就学終了等の通知の写しを県教育委員会へ提出する。

※市町村の教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞かなくてはなりません。(令第18条の2)
- (2) 市町村の教育委員会は、区域外就学が終了した児童生徒について、特別支援学校に就学することが適當と判断したときは、速やかに、[様式12-③]に学齢簿の謄本を添えて、県教育委員会へ通知する。(令第11条、令第11条の3)
- (3) 通知を受けた県教育委員会は、速やかに、[様式2]で、保護者、市町村教育委員会及び特別支援学校長へ就学を通知する。(令第14条第1項、第2項、令第15条第1項、第2項)
- (4) 市町村教育委員会は、学齢簿を就学後に加除訂正し、速やかに、[様式3]に訂正後の学齢簿の謄本を添えて県教育委員会へ通知する。(令第13条)

15 他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ区域外就学をする場合

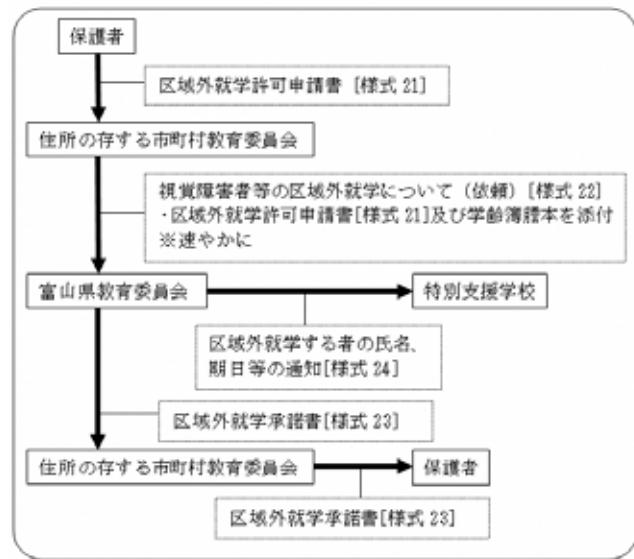
※県教育委員会と他都道府県教育委員会
が手続等について確認しながら進める。

(1) 保護者は、区域外就学許可申請書〔様式 21〕を、住所の存する市町村教育委員会へ提出する。(令第 17 条)

(2) 住所の存する市町村教育委員会は、速やかに、区域外就学許可申請書〔様式 21〕及び視覚障害者等の区域外就学について（依頼）〔様式 22〕を富山県教育委員会へ提出する。

(3) 富山県教育委員会は、区域外就学承諾書〔様式 23〕を住所の存する市町村教育委員会に送付する。市町村教育委員会は、区域外就学承諾書を保護者へ送付する。

(4) 富山県教育委員会は、区域外就学をする特別支援学校へ、区域外就学する者の氏名、期日等を通知する。〔様式 24〕



[様式 21]

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

保護者住所
氏名

区域外就学許可申請書

下記の児童（生徒）を区域外就学させたいので許可を願いたく申請いたします。
記

障害の種別（視・聴・知・肢・病）

氏 ふ り り が な 名	
生 年 年 月 月 日	年 年 月 月 日 生
在 学 し て い る 学 校 ・ 学 年	立 立 学 校 第 第 学 年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
就 学 希 望 先	支援学校 支援学校 学部 第 学年
希 望 転 学 年 月 日	年 年 月 月 日
区 域 外 就 学 の 理 由	

[様式 22]

第
号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

○○市町村教育委員会教育長

視覚障害者等の区域外就学について（依頼）

このことについて、下記の者が富山県立○○支援学校への区域外就学を希望していますので、別添「区域外就学許可申請書」を付し、依頼いたします。

記

氏 ふ り り が な 名	
生 年 年 月 月 日	年 年 月 月 日 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	

[様式 23]

第
年
月
日
号

保 護 者 殿

富山県教育委員会教育長

区域外就学について（通知）

このことについて、下記のとおり承諾します。

記

ふりがな名	
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
保 護 者 氏 名	
就 学 先	学校 学部 第 学年
転 学 年 月 日	年 月 日

[様式 23]

第
年
月
日
号

○○市町村教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長

区域外就学について（通知）

このことについて、下記のとおり承諾します。

記

ふりがな名	
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
住 所	
保 護 者 氏 名	
就 学 先	学校 学部 第 学年
転 学 年 月 日	年 月 日

[様式 24]

第
年
月
日
号

県立特別支援学校長 殿

教育長

区域外就学について（通知）

下記の児童（生徒）について、区域外就学を許可したので通知します。

記

ふりがな名	
生 年 月 日	年 月 日 生 性別 ()
在学していた学校・学年	学校 第 学年
住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 住 所	
転 学 年 月 日	
事由 (障害の状況等)	

16 他の都道府県から本県の県立特別支援学校への区域外就学を終了する場合

- (1) 区域外就学をしている児童生徒が、全課程を修了する前に退学したときは、校長は、その旨を速やかに、[様式 25] で当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会及び県教育委員会に通知する。（令第 10 条）

[様式 25]

第 号
年 月 日○○市町村教育委員会教育長
富山県教育委員会教育長 殿

富山県立○○支援学校長

特別支学援校の退学について（通知）

下記の児童（生徒）は、本校の全課程を修了する前に退学したので、氏名等を通知します。
記

ふりがな名 氏					
生年月日	年	月	日	生	性別()
在学していた学校・学年	学校		第 学年		
住所					
保護者氏名					
保護者住所					
退学の年月日					
事由 (障害の状況等)					

※高岡市立こまどり支援学校へ就学するときの手続きは高岡市教育委員会へ、富山大学人間発達科学部附属特別支援学校へ就学するときの手続きは学校へ問い合わせせる。

V 特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き

次年度の開級・開設に向け、小中学校等の校長は、市町村教育委員会と連携を取りながら、計画的に児童生徒の実態把握や保護者・本人との学びの場についての教育相談を行う。

事前資料は、通級指導教室の開設については 10 月中旬、特別支援学級の開級については 12 月上旬までに、県教育委員会に提出する。

1 特別支援学級を開級する場合

- (1) 小中学校等の校長は、特別支援学級開級に係る基礎資料を添えて、[様式 26] で市町村教育委員会教育長へ申請する。

○別添基礎資料

- ① 対象児童生徒
- ② 特別支援学級配置予定図
- ③ 特別支援学級開級予定教室平面図

- (2) 市町村教育委員会教育長は、当該小中学校等の校長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 26] の写し及び基礎資料を添えて、[様式 27] を教育事務所長へ提出する。

- (3) 教育事務所長は、[様式 26] (写) に基礎資料を添えて、[様式 28] により [様式 27] を県教育委員会教育長へ進達する。

[様式 26]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

特別支援学級の開級について（申請）

このことについて、 年度より別添の特別支援学級開級に係る基礎資料のとおり（障害種別）特別支援学級の開級を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

特別支援学級開級に係る基礎資料

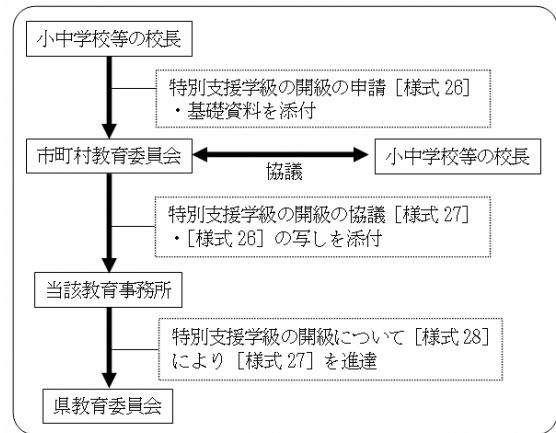
(市町村) 立 学校
校長

① 対象児童（生徒）

No.	氏名	学年	心理検査結果等	医師の診断・手帳の有無	障害の状態（学習・行動上の困難の具体）

② 特別支援学級配置予定図（学校校舎平面図）

③ 特別支援学級開級予定教室平面図



[様式 27]

第 年 月 号 目

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

特別支援学級の開級について（協議）

このことについて、下記のとおり特別支援学級の開級を協議します。

記

- 1 申 請 事 項 (障害種別) 特別支援学級 1 学級
2 開 級 場 所 立 学 校
3 開 級 年 月 日 年 月 日
4 開 級 理 由 立 学 校 に、学校教育法第 81 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号)に示された特別支援学級において教育を受けることが適当である児童（生徒）がいる。
5 添 付 書 類 「特別支援学級開級に係る基礎資料」
(1) 対象児童（生徒）
(2) 特別支援学級配置予定図
(3) 特別支援学級開級予定教室平面図

[様式 28]

第 年 月 号 日

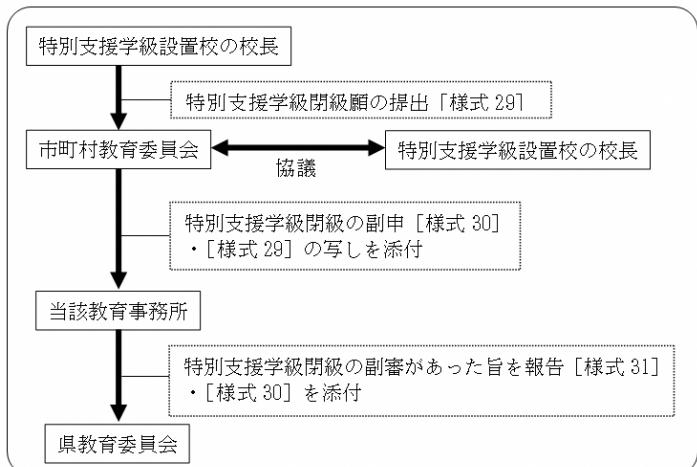
富山県教育委員会教育長 殿

○○教育事務所長

立 学校（障害種別）特別支援学級の開設について（進達）
このことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

2 特別支援学級を閉級する場合

- (1) 特別支援学級設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ〔様式29〕を提出する。
 - (2) 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉級がやむをえないときは、〔様式29〕の写しを添えて、〔様式30〕を教育事務所へ提出する。
 - (3) 教育事務所長は、特別支援学級閉級の副申があった旨を〔様式31〕で県教育委員会教育長へ進達す



[様式 29]

第 年 月 号 目

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立学校
校長

特別支援学級閉級願

このことについて、当該学級の設置が困難になりましたので、閉級を許可下さるようお願ひいたします。

記

- 1 閉級予定年度 年度から当分の間
2 現在在籍者数 (障害種別) 特別支援学級 学年 名、 学年 名
3 閉級の事由

検討の経緯別添の校内教育支援委員会記録(写)参照
並びに教科相談の経緯

[様式 30]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

○○立○○○学校（障害種別）特別支援学級の閉級について（副申）

このことについて、○○○学校長より別添の特別支援学級閉級願が提出されました。

(市町村) 教育委員会としては、存続を検討して参りましたが、閉級もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 31]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

○○教育事務所長

管内小中学校等の特別支援学級の閉級について（進達）

のことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり下記の特別支援学級を 年度から当分の間、閉級するとの副申がありました。

記

学校名 (障害種別) 特別支援学級

3 通級指導教室を開設する場合

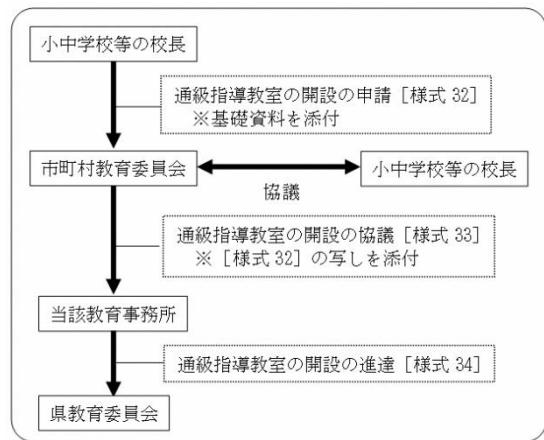
- (1) 小中学校等の校長は、開設に係る基礎資料を添えて、[様式 32] で市町村教育委員会教育長へ申請する。

○別添基礎資料

- ①対象児童生徒
- ②通級指導教室配置予定図（学校校舎平面図）
- ③通級指導教室開設予定教室平面図

- (2) 市町村教育委員会は、当該小中学校等の校長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 32] の写し及び基礎資料を添えて、[様式 33] を教育事務所長へ提出する。

- (3) 教育事務所長は、[様式 32]（写）に基礎資料を添えて、[様式 34] により [様式 33] を県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 32]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級指導教室の開設について（申請）

のことについて、 年度より別添の通級指導教室開設に係る基礎資料のとおり通級指導教室の開設を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

通級指導教室開設に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長

① 対象児童（生徒）

No.	ふりがな 氏名	障害種別	学年	心理検査結果等	医師の診断手帳の有無	障害の状態 (学習・行動上の困難の具体)	在学名 (他校通級の場合)

② 通級指導教室配置予定図（学校校舎平面図）

③ 通級指導教室開設予定教室平面図

[様式 33]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

通級指導教室の開設について（協議）

のことについて、下記のとおり通級指導教室の開設を協議します。

記

- 1 申請事項 通級指導教室 1 教室
- 2 開設場所 立 学校（本務校、兼務校）
- 3 開設年月日 年 月 日
- 4 開設理由 立 学校に、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当である児童（生徒）がいる。
- 5 添付書類 「通級指導教室開設に係る基礎資料」
 - (1) 対象児童生徒
 - (2) 通級指導教室配置予定図
 - (3) 通級指導教室開設予定教室平面図

[様式 34]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

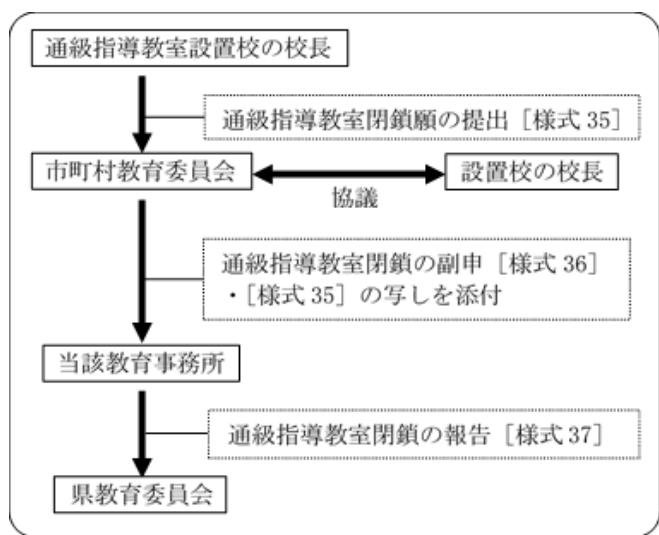
○○教育事務所長

立 学校通級指導教室の開設について（進達）

のことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

4 通級指導教室を閉鎖する場合

- (1) 通級指導教室設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ [様式 35] を提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉鎖がやむをえないときは、[様式 35] の写しを添えて、[様式 36] を教育事務所へ提出する。
- (3) 教育事務所長は、通級指導教室閉鎖の副申があった旨を [様式 37] で県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 35]

第 年 月 日 号

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級指導教室閉鎖願

このことについて、当該教室の設置が困難になりましたので、閉鎖を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉鎖予定年度 年度から当分の間
- 2 現在指導を受けている児童（生徒）数 学年 名、 学年 名
- 3 閉鎖の事由
- 4 閉鎖の経緯 別添の校内教育支援委員会記録（写）参照

※閉鎖の事由については、通級による指導該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 36]

第 年 月 日 号

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

○○立○○○学校 通級指導教室の閉鎖について（副申）

このことについて、○○○学校長より別添の通級指導教室閉鎖願が提出されました。

（市町村）教育委員会としては、存続を検討して参りましたが、閉鎖もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 37]

第 年 月 日 号

富山県教育委員会教育長 殿

○○教育事務所長

管内小中学校等の通級指導教室の閉鎖について（進達）

のことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり下記の学校の通級指導教室を 年度から当分の間、閉鎖するとの副申がありました。

記

学校名 通級指導教室 1 教室

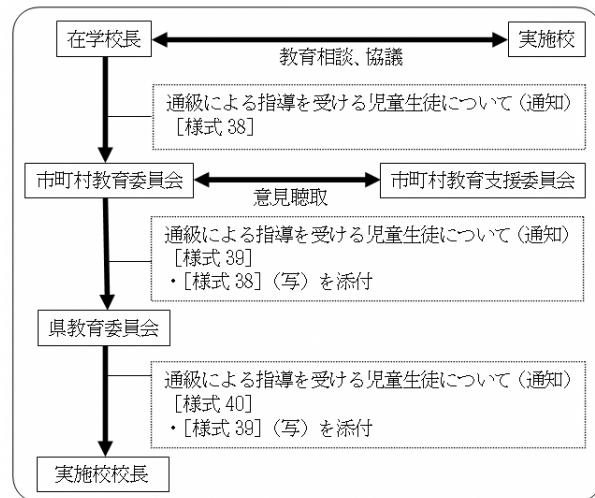
VI 県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合の事務手続き

1 通級による指導を実施する時

※本手続は、通級による指導を開始する時のみ行うものとする。ただし、毎年度、在学の校長は、実施校の校長、保護者と、通級による指導の継続について、確認する。

通級による指導実施校（以下実施校）の通知

- (1) 当該児童生徒の在学校長は、通級による指導を受ける児童生徒の氏名等を、[様式 38]で市町村教育委員会教育長へ通知する。
 - ・校内教育支援委員会等において、通級による指導を受けることが適当であると判断された者であること。
 - ・実施校での教育相談を受けており、事前



に実施校と協議がなされていること。

- ・実施校と保護者の同意が得られている者であること。

(2) 市町村教育委員会教育長は、通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けることが適當と認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を〔様式 39〕に〔様式 38〕の写しを添付して、富山県教育委員会教育長へ通知する。

(3) 県教育委員会は、その旨を〔様式 40〕に〔様式 39〕の写しを添付して、実施校に通知する。

[様式 38]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適當な児童（生徒）に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実 施 校
～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～

[様式 39]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適當な児童（生徒）に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実 施 校
～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～

[様式 40]

第 号
年 月 日

県立（実施校）学校長 殿

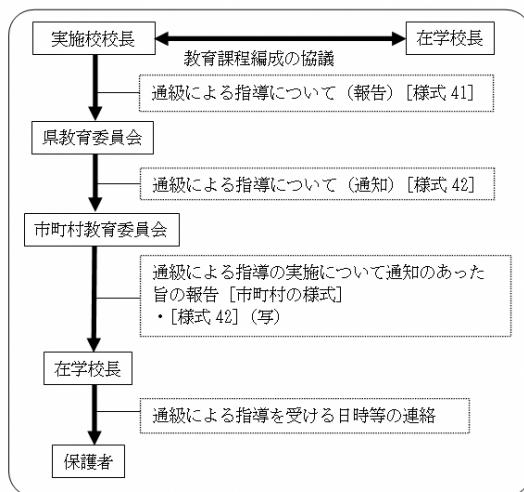
富山県教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

このことについて、(市町村) 教育委員会より別添（写）のとおり通知があったので、通知します。

通級による指導の実施に関する通知等

- (1) 実施校の校長は、[様式 40] の通知を受けたとき、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時数等について在學校の校長と協議を行う。
- (2) 実施校の校長は、(1)の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時間等を [様式 41] で県教育委員会教育長に報告する。
- (3) 県教育委員会は、[様式 42] で市町村教育委員会へ通知する。
- (4) 市町村教育委員会教育長は、[市町村の様式] に [様式 42] の写しを付けて在學校に報告する。
 - ・在學校は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導を受ける日時等について知らせる。



[様式 41]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

県立（実施校）学校長

通級による指導について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

ふりがな 児童（生徒）氏名						
在學校名・学年・性別	立	学校	年	男・女		
保護者氏名						
住所						
指導開始年月日	年	月	日			
通級による指導を受ける曜日及び時間	曜日	時	分～	時	分	指導時数
	曜日	時	分～	時	分	指導時数
	曜日	時	分～	時	分	指導時数
指導内容						

[様式 42]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長

通級による指導について（通知）

下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。

記

ふりがな 児童（生徒）氏名						
在學校名・学年・性別	立	学校	年	男・女		
保護者氏名						
住所						
通級による指導を受ける学校	県立	学校				
指導開始年月日	年	月	日			
通級による指導を受ける曜日及び時間	曜日	時	分～	時	分	指導時数
	曜日	時	分～	時	分	指導時数
	曜日	時	分～	時	分	指導時数
指導内容						

2 通級による指導を終了する時

通級による指導を終了する通知等

(1) 在学校の校長は、実施校の校長、保護者の意見を聴いた上で、通級による指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会にその旨を〔様式 43〕で通知する。

- ・校内教育支援委員会等において、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断された者であること。
- ・事前に実施校と協議がなされ、実施校と保護者の同意が得られている者であること。

(2) 市町村教育委員会は、通知を受けた児童生

徒について、通級による指導を受ける必要がなくなったと認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を〔様式 44〕に〔様式 43〕の写しを添えて、県教育委員会へ、また、〔様式 45〕で在学校へ通知する。

- ・在学校は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導が終了したことについて知らせる。

(3) 県教育委員会は、その旨を〔様式 46〕に〔様式 44〕の写しを添えて、実施校に通知

〔様式 43〕

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級による指導を受ける児童(生徒)でなくなったものについて(通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当な児童(生徒)に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	実 施 校 (指導終了 日)

〔様式 44〕

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童(生徒)でなくなったものについて(通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号) に示された通級による指導を受けることが適当な児童(生徒)に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	実 施 校 (指導終了 日)

[様式 45]

第 号
年 月 日

(在学) 校長 殿

(市町村) 教育委員会

「通級による指導」の終了について(通知)

下記の児童(生徒)は、通級による指導を終了したので通知します。

記

ふ り が な 児 童 (生 徒) 氏 名	
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立 学 校 年 男・女
保 護 者 氏 名	
住 所	
通 級 を 受 け て い た 学 校	立 学 校
通 級 に よ る 指 導 の 終 了 日	年 月 日

[様式 46]

第 号
年 月 日

県立(実施校) 校長 殿

富山県教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童生徒でなくなったものについて(通知)

このことについて、(市町村) 教育委員会教育長より別添(写)のとおり通知があったので、通知します。

VII 資料

1 就学に関する関係法規一覧

※下記根拠法令及び障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を基に県教育委員会で作成

学齢簿	学校教育法 施行令第1条	(学齢簿の編製) 1 市町村教育委員会が編製 3 磁気ディスクによる調製可 2 住民基本台帳に基づく編製 4 記載事項は、文部科学省令による
	(規則第30条)	(学齢簿の記載事項) 一 学齢児童生徒に関する事項－氏名、現住所、生年月日、性別 二 保護者に関する事項－氏名、現住所、保護者と学齢児童生徒との関係 三 就学する学校に関する事項 イ　学校の名称、入学、転学、卒業の年月日 ロ　施行令9条により就学する者の学校名、設置者、入学、転学、退学、卒業の年月日 ハ　特別支援学校の小・中学部に就学する者の学校名、部、設置者、入学、転学、退学、卒業の年月日 四 就学の督促に関する事項－（略） 五 就学義務の猶予又は免除に関する事項－猶予の年月日、事由、期間、免除の年月日、事由、復学した者はその年月日 六 その他必要な事項
	学校教育法 施行令第2条	(学齢簿の作成期限) 市町村教委は、毎学年の初めから5月前（10.31）までに、 <u>文部科学省令が定める日現在</u> において、前学年の初めから終わりまでの間に満6歳に達する者について作成しなければならない。
	(規則第31条)	(学齢簿の作成基準日) 10月1日現在で作成
	学校教育法 施行令第3条	(学齢簿の加除訂正) 記載事項が生じたとき、変更を生じたとき、記載に錯誤、遺漏があるとき加除訂正
	学校教育法 施行令第13条	(学齢簿の加除訂正の通知) 第11条の通知に係る児童生徒について、3条による加除訂正をしたとき、速やかに都道府県教育委員会へ通知
住所変更に関する届出の通知	学校教育法 施行令第4条	(児童生徒の住所変更の届出の通知) 学齢児童生徒の住居変更届があったとき、市町村長は当該市町村教育委員会へ通知
入学期日等の通知 学校の指定	学校教育法 施行令第5条	(保護者への就学通知－小中学校等への入学期日の通知と就学校の指定) 1 市町村教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者以外の者に、翌年度の初めから2月前（1.31）までに、入学期日を通知。 2 市町村設置の小学校等・中学校等が2校以上の時は、学校を指定
	学校教育法 施行令第6条	(第5条の準用) 第5条の通知後の変更があった場合の準用規定（「翌学年の初めから2月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替える）
	学校教育法 施行令 第6条の2	(特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合) 1 特別支援学校に在学する児童生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるとき、学校長は、都道府県教育委員会へ通知 2 都道府県教育委員会は市町村教育委員へ通知
	学校教育法 施行令 第6条の3	(障害の状態等の変化による特別支援学校から小中学校等への転学 －特別支援学校の校長が、当該特別支援学校に在学する児童生徒について小中学校等に就学させることが適當であると思料する場合) 1 特別支援学校長は、都道府県の教育委員会に通知 2 都道府県教育委員会は市町村教育委員会へ通知 3 市町村教育委員会は引き続き特別支援学校に就学させることが適當と認めたときは、都道府県教育委員会に通知 4 都道府県教育委員会は、特別支援学校長に通知

	学校教育法 施行令第7条	(小中学校等の校長への就学通知) 市町村教育委員会は、第5条の通知(保護者宛)と同時に(2月前-1.31)小中学校等の校長に、氏名、入学期日を通知
	学校教育法 施行令第8条	(就学先の変更通知) 相当と認めるときは、保護者からの申立により、市町村教育委員会が、就学先変更を保護者、校長へ通知
	学校教育法 施行令第9条	(区域外等の小中学校等への就学) 保護者は、区域外の学校へ就学させようとするときは、当該学校を設置する教育委員会の承諾書を添え、居住する市町村教育委員会へ届出
	学校教育法 施行令第10条	(区域外等の小中学校等からの退学) 区域外就学した者が、小中学校等の全課程の修了前に退学したとき、校長は、居住する市町村教育委員会へ通知
特別支援学校への就学についての通知	学校教育法 施行令第11条 第11条の2	(特別支援学校への就学についての通知、小学校から特別支援学校中学部へ就学する場合の手続き) 市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者について、都道府県教育委員会へ、翌学年の初めから3月前(12.31)までに、氏名、特別支援学校に就学させるべき旨を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付
	学校教育法 施行令第12条	(視覚障害者等となった者的小中学校等から特別支援学校への通知) 小中学校等の校長は速やかに市町村教育委員会へ通知
	学校教育法 施行令 第12条の2	(障害の状態等の変化による小中学校等から特別支援学校への転学 一小中学校等の校長が、当該小中学校等に在学する児童生徒について、特別支援学校へ転学することが適当と思料する場合) 小中学校等の校長は速やかに市町村教育委員会へ通知
	就学義務の猶予・免除	(就学義務の猶予・免除) 教育法18条に掲げる事由(病弱、発育不完全、その他やむを得ない事情)があるとき、保護者は、就学義務の猶予・免除を市町村教育委員会に願い出る。市町村委員会の指定する医師等の証明書等を添付
特別支援学校の入学期日の通知、学校の指定	学校教育法 施行令第14条	(保護者への就学通知-特別支援学校への入学期日の通知と学校の指定) 1 都道府県教育委員会は、第11条、第11条の2の通知により、翌年度の初めから2月前(1.31)までに、入学期日を通知。 2 都道府県設置の特別支援学校が2校以上のときは学校を指定。
	学校教育法 施行令第15条	(市町村教育委員会、学校への就学通知) 都道府県教育委員会は、14条の通知(保護者宛)と同時に、特別支援学校長及び市町村教育委員会に、氏名、入学期日を通知 2 都道府県教育委員会が学校を指定したときは、市町村教育委員会に指定した学校を通知。
	学校教育法 施行令第16条	(就学先の変更通知) 相当と認めるときは、保護者からの申立により、都道府県教育委員会が、就学先変更を市町村、保護者、校長へ通知
区域外就学等	学校教育法 施行令第17条	(区域外等の特別支援学校への就学) 保護者は、区域外の特別支援学校へ就学させようとするときは、当該学校を設置する教育委員会の承諾書を添え、居住する市町村教育委員会へ届出
	学校教育法 施行令第18条	(区域外等の特別支援学校からの退学) 区域外就学した者が、特別支援学校の小・中学部の全課程の修了前に退学したとき、校長は速やかに居住する市町村教育委員会へ通知
就学時の健康診断	学校保健安全法 第11条	(就学時の健康診断) 市町村教育委員会が実施
	学校保健安全法 施行令 第1条	(就学時の健康診断の実施時期) 4か月前までに実施(11.30)
	学校保健安全法 施行令 第2条	(検査項目) 一 栄養状態 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 三 視力及び聴力 四 眼の疾病及び異常の有無 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無

	六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 七 その他の疾病及び異常の有無	
(規則第3条)	(方法及び技術的基準) 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については、適切な検査によって知的障害の発見につとめる。	
学校保健安全法 第12条	市町村教育委員会は、健康診断の結果に基づき、就学義務の免除・猶予、特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとる。	
保護者及び 専門家から の意見聴取	学校教育法 施行令 第18条の2	(保護者及び専門家からの意見聴取) 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、就学の通知をしようとするときは、保護者及び専門家(教育学、医学、心理学等)の意見を聞く。

○転入学・編入学

	小中学校等への就学	特別支援学校への就学
住所等の変更による転入学	第5条第1項	第11条第1項 (第11条の2)
障害の状態等の改善による転入学	第6条第1号	第11条の3第1項
区域外からの転学による編入学	第6条第3号	—
区域外からの退学による転入学	第6号第4号	第11条の3第2項
視覚障害者等になった者の転入学 (小中学校等→特別支援学校)	第6号第5号	第12条第2項
障害の状態等の悪化等による転入学 (小中学校等→特別支援学校)	第6号第6号	第12条の2第2項
小中学校等の廃止等による転入学	第6号第7号	—

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学事務次官
山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとすること。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のはか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適當である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25文科初第756号
平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれでは所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれでは所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれでは附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

（1）基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期すように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（1）特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適當な児童生徒の障害の判断に当たつての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適當であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たつては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適當であること。

30文科初第357号
障発0524第2号
平成30年5月24日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれでは、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体

の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくくことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくくことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援

専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

30文科初第756号
平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました（別添参照）。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と

福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正し、特別支援学校に在学する児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとすること。（新第134条の2関係）
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。（新第139条の2、新第141条の2関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。（附則第2項関係）

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

(3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「『放課後等デイサービスガイドライン』にかかる普及啓発の推進について」（平成27年4月14日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼稚期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

事務連絡
令和3年6月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校事務担当部課長
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務担当部課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

八田和嗣

個別の教育支援計画の参考様式について

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「『令和の日本型学校教育』～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられました。

これらの会議においては、特別支援教育におけるICTの利活用につき、

- ・特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で的確に共有されていないこと
- ・統合型校務支援システムの活用が不十分であること

等の課題があげられ、切れ目ない支援に向けた関係機関間の情報共有促進の観点から、今後、特別支援教育においても、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう報告されたところです。

また、これらを踏まえ、今後、都道府県やシステムの開発業者に対して、例えば、

- ・合理的配慮の提供などの特別支援教育に配慮したシステム開発の促進
- ・個別の教育支援計画の項目の標準化の参考となる資料の提示

等の支援を進めていく必要があると示されており、こうした取組を通し、合理的配慮の提供や引継ぎの充実などを図っていく必要があります。

文部科学省においては、これらの報告及び答申を踏まえ、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から、別添のとおり、「個別の教育支援計画の参考様式」を作成しましたので、教育委員会が域内で統一した統合型校務支援システムを導入する場合などにおいて、仕様の検討の参考にしていただきますようお願い

します。

この「個別の教育支援計画の参考様式」は、下記のとおり、個別の教育支援計画と個別の指導計画それぞれの趣旨や役割を踏まえておりますので、改めて十分に御了知の上、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実に向けた取組をお願いします。

なお、今回お示しする資料は、これまで文部科学省が示しているもの同様に参考様式となります。特別な支援を必要とする子供たちのために、教育委員会や各学校等が現在使用している様式の仕様を妨げるものではありませんので、各学校や地域の実情に応じた様式によって、必要な個別の教育支援計画の作成・活用をお願いします。なお、その際には、学校内外でのICTを活用した情報の円滑な共有が可能となるよう、格段の御配慮をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各國公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

また、本通知の発出に併せ、統合型校務支援システムを販売している企業等が加盟する一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)にも同様の内容をお伝えし、加盟企業等への周知について協力を依頼することとなっていることを申し添えます。

記

第1 個別の教育支援計画について

- 平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別の教育支援計画という。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

- 個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。
- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、高等学校においても、新学習指導要領総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記されたところである。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要がある。

【参照】

- ・幼稚園教育要領 (平成 29 年告示) 解説 P 119～
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P 112～
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P 111～
- ・高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編 P 162～
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)
　　幼稚部 P 148～
　　小学部・中学部 P 283～
- ・特別支援学校学習指導要領 (平成 31 年告示) 解説 (高等部) 総則等編 P 204～
- ・学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 134 条の 2 関係、第 139 条の 2、第 141 条の 2 関係
- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 (令和 3 年 1 月)
　　II. 4. の (発達障害等のある生徒への支援)

第 2 個別の指導計画について

- 個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

- 個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるよう工夫して作成することが大切である。

【参照】

- ・幼稚園教育要領 (平成 29 年告示) 解説 P 119～
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P 114～
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P 112～
- ・高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編 P 163～
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部)
　　幼稚部 P 89～
　　小学部・中学部 P 240～
- ・特別支援学校学習指導要領 (平成 31 年告示) 解説 (高等部) 総則等編 P 140～

3 県内特別支援学校及び関係施設、相談機関等

(1) 特別支援学校

県内の特別支援学校では、各地域・障害の種類に応じて、教育を受けることができるとともに、幼児児童生徒の実態把握、指導内容・方法についての相談をすることができます。

(令和4年3月現在)

学 校 名	対象とする 障 害 種 別	所 在 地
富山県立富山視覚総合支援学校	視 病(高)	〒930-0922 富山市大江干144 ☎ (076) 423-8417
富山県立富山聴覚総合支援学校	聴 知(高)	〒930-0817 富山市下奥井1-9-56 ☎ (076) 441-9172
富山県立高岡聴覚総合支援学校	聴 知(高)	〒933-0824 高岡市西藤平蔵700 ☎ (0766) 63-6385
富山県立にいかわ総合支援学校	知 肢	〒938-0059 黒部市石田6682 ☎ (0765) 54-1288
富山県立しらとり支援学校	知	〒939-2602 富山市婦中町下邑2877 ☎ (076) 469-5531
富山県立富山高等支援学校	知	〒939-2206 富山市坂本2600 ☎ (076) 467-5560
富山県立高岡支援学校	知	〒933-0987 高岡市東海老坂831 ☎ (0766) 23-5262
富山県立高岡高等支援学校	知	〒933-0987 高岡市東海老坂950 ☎ (0766) 22-5158
富山県立となみ総合支援学校	知 肢	〒939-1723 南砺市利波河1335-5 ☎ (0763) 52-4520
富山県立となみ東支援学校	知	〒939-1436 砺波市福山1149 ☎ (0763) 37-1553
国立富山大学人間発達科学部 附属特別支援学校	知	〒930-8556 富山市五艘1300 ☎ (076) 445-2809
富山県立富山総合支援学校	肢 知(高)	〒930-0873 富山市金屋4982 ☎ (076) 441-8261
富山県立高志支援学校 (高等部こまどり分教室)	肢	〒931-8445 富山市道正29-1 ☎ (076) 438-4811
高岡市立こまどり支援学校		〒933-0062 高岡市江尻字村前1289 ☎ (0766) 26-9701
富山県立ふるさと支援学校	病	〒939-2607 富山市婦中町新町2913 ☎ (076) 469-3388

(2) 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等からの要請に応じて障害のある幼児児童生徒の指導等に関する相談・支援を行います。

① 地域のセンター校

地域	市町村等	学校名
新川地域	朝日町、入善町、黒部市、魚津市	にいかわ総合支援学校
富山地域	富山市（第1、第2、第6区域）	富山総合支援学校
	富山市（第3、第4、第5、第7区域）	しらとり支援学校
	富山大学附属、片山学園	富山大学附属特別支援学校
中新川・滑川地域	滑川市、上市町、立山町、舟橋村	高志支援学校
高岡地域	射水市、高岡市、氷見市	高岡支援学校
砺波地域	小矢部市、南砺市	となみ総合支援学校
	砺波市	となみ東支援学校

② 障害種別のセンター校

視覚障害	富山視覚総合支援学校		
聴覚障害	富山聴覚総合支援学校		高岡聴覚総合支援学校
知的障害	にいかわ総合支援学校	しらとり支援学校	高岡支援学校
	となみ総合支援学校	となみ東支援学校	富山大学人間発達科学部附属特別支援学校
肢体不自由	高志支援学校 富山総合支援学校		高岡市立こまどり支援学校（高岡市）
病弱・身体虚弱	ふるさと支援学校		

③ 就労支援のセンター校

高等学校等における障害のある生徒の指導や就労に関する相談・支援を行います。

県東部	富山高等支援学校
県西部	高岡高等支援学校

(3) 入所施設、病院と特別支援学校

施設名	入所・入院の手続き	入学する学校
県立黒部学園	契約 児童相談所の障害児入所給付費の支給決定を受けた保護者が施設との契約により入所	にいかわ総合支援学校
県立砺波学園	措置 児童相談所長が決定し入所	となみ東支援学校
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	入院 医師の診断により入院 通所 市町村の障害児通所給付費等の支給決定を受けた保護者が施設との契約により通所	高志支援学校
国立病院機構富山病院		ふるさと支援学校

(4) 相談機関、相談会等

名 称 ・ 所 在 地 等		相 談 内 容 等
富山県総合教育センター 教育相談部 特別支援教育担当 富・高田525 076-444-6351		<ul style="list-style-type: none"> ○就学に関する相談及び学習、行動上の問題に関する相談 ○教育情報の提供 ○行動観察、諸検査等の実施による実態把握 ○電話相談、予約による来所相談・訪問相談を実施
教 育 事 務 所	東部教育事務所 指導課 富・舟橋北町4-19 076-444-4569	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校からの要請に応じた相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の観察による実態把握及び指導方法 ・小中学校等と特別支援学校との連絡調整 ○校内委員会、校内研修に関すること
	西部教育事務所 指導課 高・赤祖父211 0766-26-8461	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級や通級指導教室の運営、指導内容・方法 ○就学相談・支援に関すること ○市町村教育委員会や教育センターでの研修における講話、助言
兒 童 相 談 所	富山児童相談所 富・東石金町4-52 076-423-4000	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の福祉に関する相談 ○療育手帳の判定及び交付
	高岡児童相談所 高・本丸町12-12 0766-21-2124	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児入所施設給付費の支給決定
富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター 富・下飯野 36 076-438-2233		<ul style="list-style-type: none"> ○障害に関する各種の相談 医学的心理学的及び社会学的な診断、検査、判定、治療指導 ○外来通園の幼児児童の療育訓練
地区相談会 (にこにこ相談、 すこやか相談会等)		<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 各市町村において年間を通して計画的に開催 ・対象者 障害のある子供とその保護者及び教員 等 ・内容 発達や就学、進路などに関する相談、地域の支援体制に関する情報提供 等

障害のある児童生徒の就学の手引
(第6次改訂)

令和4年3月発行

〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号(電話076-431-4111)

発行 富山県教育委員会
編集 富山県教育委員会 県立学校課